

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第114回）
議事次第

1 日 時

令和6年2月28日（水）10:00～12:00（120分）

2 場 所

ZOOMによるオンライン開催

3 議 事

- (1) 求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について
- (2) 法学未修者教育について
- (3) 令和5年司法試験予備試験口述試験の結果等について
- (4) その他

4 配付資料

資料1	企業法務の役割と求められる人材（経営法友会提出資料）	…p. 3
資料2-1	法学未修者教育の論点例	…p. 27
資料2-2	法学未修者選抜に関する調査	…p. 29
資料2-3	法学未修者関係資料	…p. 69
資料2-4	法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン（平成29年2月13日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）	…p. 93
資料3	未修者教育の現状と課題（一橋大学法科大学院提出資料）	…p. 103
資料4-1	令和5年司法試験予備試験口述試験（最終）の結果について	…p. 115
資料4-2	司法試験予備試験合格者等に関するデータ一覧	…p. 119
資料4-3	予備試験合格者・司法試験合格者（予備試験合格資格に基づく）に関する職種別人員数の推移	…p. 121
資料4-4	令和5年司法試験予備試験受験状況（法科大学院生）	…p. 123
資料4-5	令和5年司法試験予備試験受験状況（法科大学院・全体）	…p. 125
資料4-6	令和5年司法試験予備試験受験状況（大学生）	…p. 127
資料4-7	令和5年司法試験予備試験受験状況（大学別・全体）	…p. 129
資料4-8	令和4年度法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果	…p. 131
資料5	令和5年司法試験在学中受験の結果について	…p. 229
参考資料1	第12期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿	…p. 235
参考資料2	法科大学院制度の経緯について	…p. 237
参考資料3	中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の提言等について	…p. 247
参考資料4	法科大学院の設置状況（令和5年度）	…p. 249

参考資料 5	法科大学院の志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等	…p. 251
参考資料 6	早期卒業・飛び入学制度を活用した法科大学院入学者数	…p. 257
参考資料 7	法科大学院の学生数（各年次、既修・未修、非法学部出身者、社会人経験者）	…p. 259
参考資料 8	令和5年度法科大学院入学者選抜の全体像	…p. 261
参考資料 9	各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等	…p. 263
参考資料 10	各法科大学院の令和4年度・令和5年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	…p. 265
参考資料 11	法科大学院修了者数の推移	…p. 267
参考資料 12	法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移	…p. 269
参考資料 13	法科大学院の各年次の進級率の推移	…p. 279
参考資料 14	法科大学院の教育に関する定量的な数値目標（KPI）	…p. 281
参考資料 15	法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体、既修、未修）	…p. 283
参考資料 16	司法試験合格率のこれまでの推移（法科大学院修了者全体）	…p. 287
参考資料 17	司法試験合格率のこれまでの推移（社会人経験者）	…p. 289
参考資料 18	司法試験合格率の推移（単年）（未修／既修、法学部／非法学部別）	…p. 291
参考資料 19	司法試験合格率の推移（修了後1年目）（法学部／非法学部別）	…p. 293
参考資料 20	司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）	…p. 295
参考資料 21	文部科学大臣認定を受けた法曹養成連携協定一覧	…p. 297
参考資料 22	連携法曹基礎課程（法曹コース）一覧	…p. 299

企業法務の役割と求められる人材

中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会



MITSUI & CO.

2024年2月28日

経営法友会代表幹事
三井物産株式会社 法務部
常務執行役員法務部長 高野雄市

2

自己紹介

■ 三井物産株式会社 常務執行役員 法務部長

- ビジネス法務、コーポレート・ガバナンス及び取締役会・株主総会、コンプライアンス&インテグリティを担当。
- 投融資案件審議会委員、ポートフォリオ管理委員会委員、サステナビリティ委員会委員、開示委員会委員、コンプライアンス委員会委員なども務める。
- 1988年入社。2017年法務部長。2021年執行役員法務部長。2023年常務執行役員法務部長。

【対外活動】

- 経営法友会 代表幹事（2022-現在）
- 日本商事仲裁協会（JCAA）理事（2017-現在）
- 経済産業省「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会 - 法務人材育成ワーキング・グループ」委員（2019-2020）
- 経済産業省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員（2019-2021）

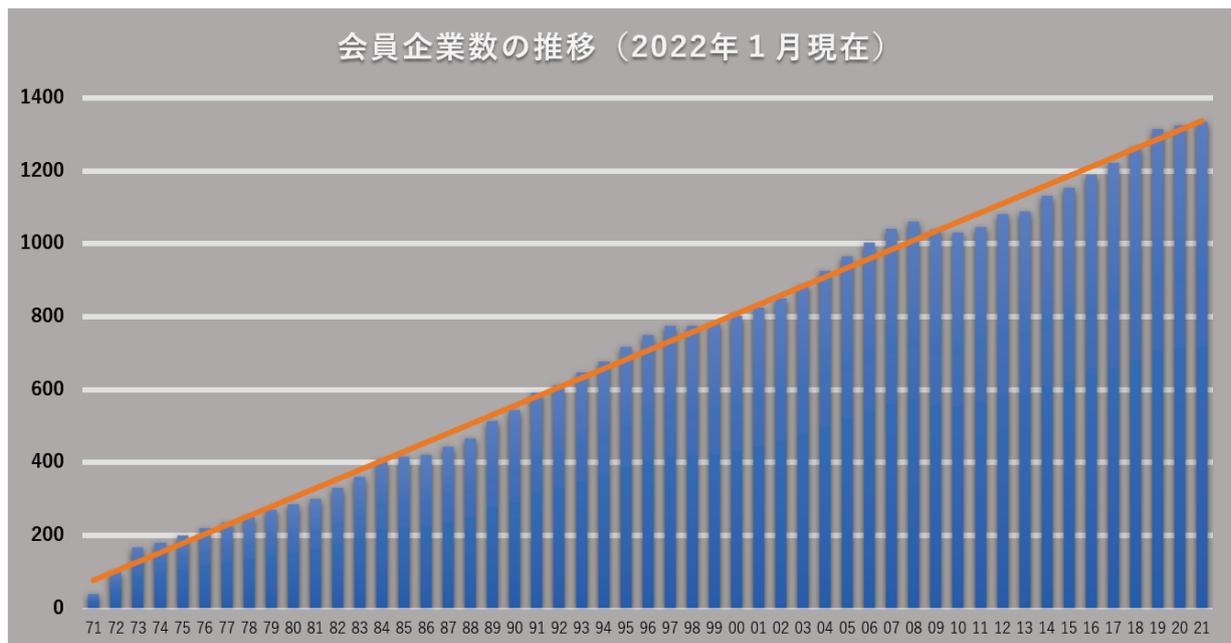
経営法友会とは



- 経営法友会は、**1971年に発足した伝統ある企業法務会員組織**。法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織されている。
- 現在の会員数は**1,400社を超え、日本最大の企業法務会員組織**。
- 経営法友会は、企業における法務部門の充実強化を目的とし、法務部門の組織・運営等について、会員相互の意見交換を行い、わが国企業における法務部門のあり方を追求。また、研修を通じた担当者のスキルアップ、実務情報の収集、さらに、所管官庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言、意見交換を行っている。
- 経営法友会の運営は、幹事会の統括の下、各部会（総務部会、月例部会、研究部会、研修部会、大阪部会）によって具体的な事業が運営されている。



経営法友会とは



資料：経営法友会ホームページより



三井物産



7つのオペレーティングセグメント。16の事業本部。
世界中の人を、情報を、アイデアを、技術を、国・地域をつなぎ、
あらたなビジネスを創造します。

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



三井物産



- 金属資源
- エネルギー
- 機械・インフラ
- 化学品
- 鉄鋼製品
- 生活産業
- 次世代・機能推進

三井物産ウェブページより抜粋

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.





法務部の役割とは - 進化する企業法務 -

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



法務部の役割とは



法務部の役割（守備範囲の例）

- ビジネス法務（契約一般、投資、M&A、合併、プロジェクト等）
- コーポレートガバナンス（株主総会、取締役会など）
- コンプライアンス対応・Integrity浸透（個別案件対応、体制強化等）
- 紛争対応（訴訟、仲裁、調停、和解等）
- グローバルグループでの法務対応力強化
- 危機対応・不祥事対応

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



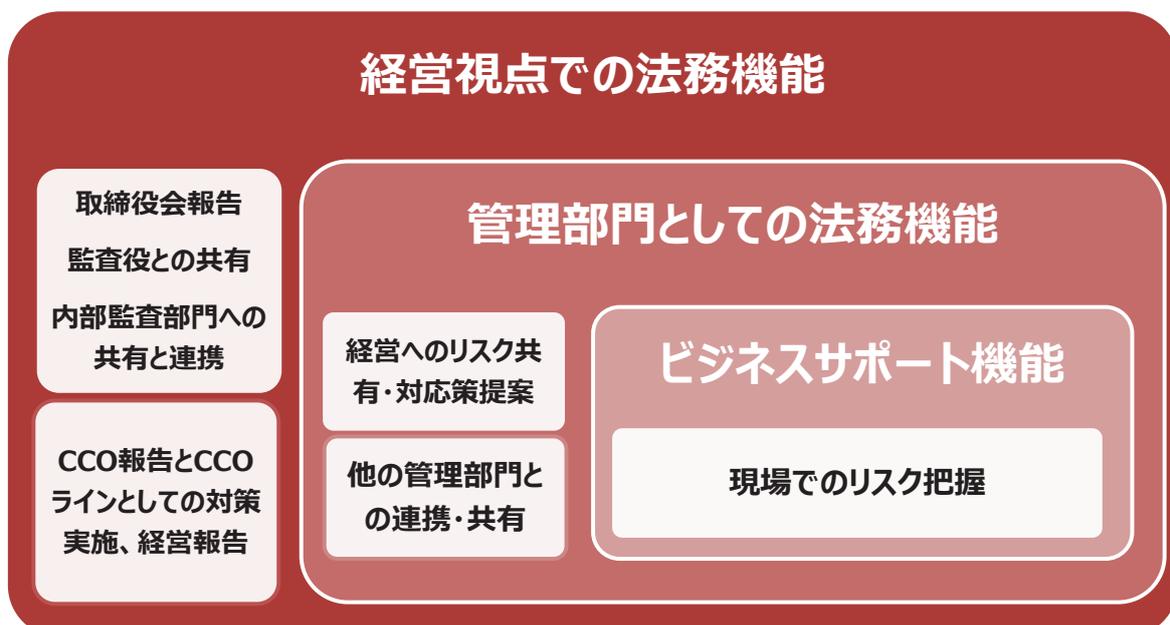
法務部の役割とは

法務部の役割（業務の意義・目的）



法務部の役割とは

現場から経営までの複数レイヤーでの役割



法務部の役割とは

変化の時代に求められる姿勢

- 時代の変化を踏まえ、より広い視野で法務リスクを捉え、押さえるべきリスクを常に考える。
- 不確実性の高い環境下、知恵を絞り、ソリューションを提供し、大きなリスク変化の中でも事業創出に積極的に貢献する姿勢が重要。
- リスクはチャンスでもある。一早く、リスクをマネージできる会社は、競争を勝ち抜くことができる。上記のような発想で、法務業務を行うことも重要。
- 難しい経営判断が増える中、論点を整理し、意見を出し、適切な経営判断に繋げることも、法務部門の重要な役割と言える。
- 全社的にも重要な法的リスク管理が、関係部署全体としてできているか、法務部門としても目配りをし、強化すべきところは積極的に提言する。

法務部の役割とは

法務部門の規模による役割の力点の違い

会社法務部（第12次）実態調査の分析報告（商事法務）

法務担当者数別	法律相談、契約審査等	社内教育・情報発信	コーポレートガバナンス、内部統制への関与	弁護士・関係会社等とのネットワーク強化	重要案件（重要な企画・事業計画等のプロジェクト・M&A等）への対応	紛争・訴訟への対応
小規模（5名未満）	92.2%	32.1%	33.5%	27.1%	37.1%	38.5%
中規模（5～10名）	95.1%	36.9%	25.8%	6.8%	56.0%	41.8%
大規模（11～30名）	87.5%	24.5%	33.9%	6.8%	64.6%	49.0%
メガクラス（31名以上）	84.3%	9.8%	35.3%	-	84.3%	51.0%



拡大する法務部の機能 - 企業を取り巻く環境の変化と複雑化 -

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



拡大する法務の役割



サステナビリティ観点でのリーガルリスク

- 気候変動・環境対応、生物多様性、人権DDなど
- ポートフォリオ組み換え

地政学的リーガルリスク

- 経済安全保障関連法制、制裁法対応など

事業環境変化によるリーガルリスク

- 守りと攻めの対応（事業再建・再編、新たな収益の柱の検討など）
- 新しいビジネスモデルについての新しい法的問題

デジタル時代のリーガルリスク

- サイバーリスク（ランサムウェア等）
- 個人情報保護、データ管理、AI対応など

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



企業を取り巻く環境

企業経営における法務機能の重要性の急速な高まり

1. Legalインテリジェンス機能強化の必要性。
2. グローバルな法令変化のスピードと多様化への対応
3. 先例のない事態への経営判断における法的素養の重要性（General Counsel機能）
4. 戦略的契約交渉・条文組成の重要性（企業価値向上・キャッシュリターン、ポートフォリオ組み換え、環境・人権・経済安保、ガバナンス・コンプライアンスなど）
5. 紛争への対応
6. 投資及びサプライチェーンにおけるDue diligenceの重要性の高度化（環境、人権、経済安全保障など）

法務対応の高度化・複雑化は、今後も益々進むと思われる。



法務部の役割の実践 - ビジネスの前線でのサポート -

法務部の役割の実践

事業ポートフォリオ変革と法務機能

- 現在は、環境変化が激しく将来を見通すことが困難な経営環境。このような環境では、成長性と持続性の高い事業を加えて当社の収益基盤を絶えず強化すること、つまり、事業ポートフォリオ変革の継続が最も重要。事業ポートフォリオ変革には、新規投資やM&A、資産売却などが伴う。
- 法務部門には、事業部に並走しチームとして案件を纏め上げるPartner的な機能や、必要なプロテクションを確保するためのGuardian的な機能の両面で、会社にとって最善の道を探る役割が期待されている。

法務部の役割の実践

M&A等事業投資と法務機能

- M&A等の投資活動では、株式公開買付（TOB）や企業再編制度等、複雑で難度の高いストラクチャーを採用するケースも増加。また、従来以上にスピードが求められる案件も増えている。このような難易度の高い案件を着実に推進するためには、当社事業への深い理解と法的専門性の両面をそなえた法務部門の関与が不可欠。
- ビジネスを実現するためには、複雑な問題点を整理し、適切な解決策を考え、多くの関係者を巻き込んで解決策を実現するプロセスが必要。法務部員は法的素養や法律家としての論理性を駆使することで法務機能を発揮し、このプロセスを支えている。

法務部の役割の実践

訴訟・紛争対応

- 様々な事業活動を行う上で、時として、訴訟・紛争への対応や、当社グループのレピュテーションに関わる危機対応が必要になる。この際、法務部門は法的リスクを分析し、対応方針を検討し、経営判断に必要な助言を行う。これらは法務部門に必須の機能の一つ。

法務部の役割の実践

経営判断における法務支援

- 経営判断の支援は重要な法務機能の一つ。法務部が蓄積した案件良質化のための知見、法的リスクから会社を守るノウハウ、グローバルな法的規制の動きに関する情報など、法務ラインの知見を経営に活かすことは重要。
- 特に大きなリスクを伴う案件の実行や訴訟・紛争対応での経営判断において、法務ラインの意見は重要。このような機能は今後の経営においてますます重要になる。

法務部の役割の実践

コーポレートガバナンスと法務機能

- 取締役会の実効性強化は、コーポレートガバナンスにおける重要な課題。法務部は、取締役会事務局としてこのような議論を支え、法令上必要な要件を満たすだけでなく実効性の高い活発な議論がなされるよう、工夫が期待されている。
- ハイブリッド化により難度が高まる株主総会対応についても、法務部による堅実な準備・運営が期待されている。

法務部の役割の実践

ESGと法務機能

- 環境、人権などといったESGの広がりに対応すべく、法務部を含む関係部署が各々の専門性を発揮しながらチームとしてESGに取り組んでいる。
- ESGの「G」は、ガバナンスとコンプライアンスが中心となる分野で、法務部門によるリーダーシップが必要。他にも、気候変動に対応する事業ポートフォリオ変革や、環境・人権などのステークホルダー対応など、様々な形で法務機能が発揮される。
- ESG分野では、社会の声が大きくなってソフトローへ、さらにハードローへと進展する動きが見られる。一方で、国や地域によって動きやスピード感には大きな差異がある。法務部は、専門性や論理力を強みに、企業による取組を考える重要なチームメンバーとして活躍し得る。

法務部の役割の実践

コンプライアンスと法務機能

- 企業によっては、法務部或いは法務人材が属するコンプライアンス組織が、コンプライアンス業務の実務対応（制度整備、個別事案対応など）、グループへの Integrity 浸透を先導する役割を担う。
- 社員の多様性も今後ますます広がる。会社全体として自由闊達に議論ができる、困ったことがあれば声をあげることができる環境は重要。内部通報制度の整備と運用強化は勿論、スピークアップ文化（おかしいと思ったことに対して、安心して声を上げることができる文化）の醸成も今後ますます重要となる法務機能の一つ。



多様な人材と多様な活躍の場としての企業法務 -法務人材活躍への期待-

多様な人材の活躍の場

多様な人材が活躍する場（三井物産の例）

1. 法務部は、多様な人材の活躍する場。
2. 学部卒・法科大学院卒・司法修習後の新卒入社、弁護士・企業法務人材のキャリア入社など、様々な法務人材が法務部で活躍している。
3. 女性比率も高く、会社も子育て世代が家庭とのバランスをとりながら力を発揮できる環境を整えている。男女問わず家庭での役割を持ちながら仕事をしており、会社もそのような働き方を尊重。

法務人材への期待の高まり

経営法務人材 – 様々な経営関連部署での活躍

1. 法務人材は、幅広い分野で活躍できるポテンシャルを有している。
2. 法務人材は、ビジネス法務、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等の業務を通じ、経営課題、重要投融資案件、紛争案件、法令動向などに通じており、その知識と経験は、様々な分野に活かせる。

【例】 経営企画（コーポレート・ガバナンス等）、人事企画（指名・報酬委員会等）、IR（開示、機関投資家対応など）、監査役室、内部監査など。

法務人材への期待の高まり

経営法務人材 – 経営層としての活躍（法務部門所属の役員）

会社法務部（第12次）実態調査の分析報告（商事法務）

1. 単なる担当役員を含まない、法務部門所属の役員クラスは、回答会社の16.2%において、法務部長経験のある担当取締役などがいるとの回答。
2. 規模の大きさに比例して、法務部門所属の役員の割合が高まっている。

資本金	法務部門所属役員存在の割合
5億未満	18.8%
50億未満	11.6%
100億未満	10.7%
500億未満	16.3%
1000億未満	22.7%
1000億以上	33.0%

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



法科大学院に期待すること -企業法務人材輩出への期待-

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.

企業法務で求められる人材像

企業法務人材に必要な資質

高度な法務専門性に加えて、人間としての信頼性、豊かな視点、的確な判断力・分析力・提案力、行動力・コミュニケーション能力を磨く必要あり。

また、事業貢献のためのビジネスセンス・経営視点も磨く必要あり。

- **Integrity - 信頼される人間性 -**
- **問題解決や事業創出への積極的貢献の姿勢**
- **法的知識の拡充・分析力への飽くなき向上の姿勢（専門性の強化）**
- **ソリューション提案力・判断力**
- **変化を読む目、課題を見出す目**
- **コミュニケーション能力・連携力（チームワーク）**
- **能動的に行動を起こし、社内を牽引するリーダーシップ**

企業法務で求められる人材像

企業法務人材に必要な資質

ビジネスには必ずリスクが伴う。NOというのは簡単だが、そこを真にマネージ可能なものに変えていくことも我々の仕事。

1. 本質を把握し、的確にリスクとそのインパクトを指摘する。
2. 現実的な解決策を提案する
アイデアを出すためには、事業の本質とリスクの見極めができないといけない。
3. 会社経営陣や関係各部に提案する。意見する。リーダーシップを発揮する。

企業法務で求められる人材像

企業法務人材に必要な資質

日本経済新聞記事 2023年12月18日

「かつては契約実務の経験や法的知識、語学力を備える職人タイプの人材が重宝されたが、最近ではスキルを踏まえて事業の成長に結びつけられるような人材が求められる傾向にある。」

企業法務で求められる人材像

経営陣や他部門から頼りにされるために重要な事項

会社法務部（第12次）実態調査の分析報告（商事法務）

法務部門

- 法律知識（76.9%）、経験・ノウハウ（61.3%）、経営目線・ビジネス感覚（52.0%）、紛争・課題解決力（51.6%）、業務知識（44.7%）、リスク発見・危機回避力（42.4%）

法務担当者

- 法律知識（82.5%）、経験・ノウハウ（63.4%）、業務知識（53.2%）、コミュニケーション力（49.0%）、論理的思考力（45.2%）、紛争・課題解決力（39.5%）

企業法務で求められる人材像

法科大学院修了生の採用にあたって重視する能力

会社法務部（第12次）実態調査の分析報告（商事法務）

法科大学院修了者（資格なし）

- ・ コミュニケーション能力（65.9%）、幅広い法務知識（48.6%）、人柄や志望動機（45.4%）、深い法律知識（30.8%）

【参考】

経験のある弁護士

- ・ コミュニケーション能力（56.6%）、深い法律知識（47.9%）、幅広い法務知識（46.2%）、経歴・経験（34.7%）、人柄や志望動機（33.3%）

企業法務における法科大学院修了生の需要について

法務人材の需要の変化

1. 企業を取り巻く法的リスクが複雑化・高度化する現状において、企業経営における法務部門の重要性の認識は高まり、法務人材の登用も着実に進んでいる。このため、**法務人材の需要は、急速に高まっている。**
2. 一方、企業における法務人材の確保（採用）の難度が高まっている。特に、我が国は、**弁護士の絶対数が少ないため、採用競争が激しい。**
3. **企業内法務で働くことが、有力かつ具体的な選択肢と考える弁護士も徐々に増えつつある実感あり。**
4. 企業における法務の重要性の認識は高まりつつあるが、企業法務経験のない人材が、法務部長や法務担当を任されるケースはまだまだ存在する。
5. **法曹教育、法科大学院・大学教育における企業法務への理解を高める取り組みの充実化への期待は大きい。**日本全体において、企業法務人材の育成・採用などの環境整備強化の重要性への認識を更に高める必要あり。

企業法務における法科大学院修了生の需要について

経営法友会
The Association of Corporate Legal Departments

社内弁護士数の変化

社内弁護士数は、前回調査より略倍増している。



出典：経営法友会 法曹養成制度改革連絡協議会資料

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



企業法務における法科大学院修了生の需要について

経営法友会
The Association of Corporate Legal Departments

法科大学院修了者数（弁護士資格保有者を除く）の変化

法務部門に所属する弁護士資格保有者を除く法科大学院修了者も、前回調査より2倍近く増加している。



出典：経営法友会 法曹養成制度改革連絡協議会資料

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



企業法務における法科大学院修了生の需要について



法務人材の需要傾向

会社法務部（第12次）実態調査の分析報告（商事法務）

1. 1社あたりの平均人員数は前回調査より減少しているものの、全体総数の継続的な増加がみられること、又、法務部門の裾野の広がりが見られ、平均値の減少のみで語ることはできない広がりや深みがある。
2. 法務担当者の男女構成比では、女性の人員・割合の高まりが見られ、前回調査（2015年）の29.9%から今回調査（2020年）では33.1%となり、ほぼ3分の1を占めるに至っている。
3. 法務経験のある中途採用者は着実に普及しており、その人数も増加の一途を辿っている。



企業法務における法科大学院修了生の需要について



法務担当者の採用の方針

会社法務部（第12次）実態調査の分析報告（商事法務）

- ・ 企業等の法務業務経験者を採用（57.6%）**[キャリア採用]**
- ・ 新卒（大学・大学院）または勤務経験のない既卒を採用（40.1%）**[広義の新卒採用]**
- ・ 他部門からの異動（37.9%）**[社内人事異動]**
- ・ 法科大学院修了者を弁護士資格がなくても採用（28.8%）**[広義の新卒採用]**
- ・ 法律事務所での実務経験のある弁護士（国内資格）を採用（22.4%）**[キャリア採用]**
- ・ 司法修習を終えた直後の弁護士を採用（12.3%）**[広義の新卒採用]**
- ・ 海外弁護士資格のある者を採用（10.3%）**[キャリア採用]**
- ・ グループ会社の法務部門等から出向者を配属（9.0%）**[社内人事異動]**
- ・ 法務以外の業務経験者を中途採用（6.5%）**[キャリア採用]**



企業法務における法科大学院修了生の需要について



法務担当者の採用の方針

会社法務部（第12次）実態調査の分析報告（商事法務）

1. 法務部門に所属する弁護士資格保有者を除く日本の法科大学院修了者は、回答企業全体の31.3%に在籍し、合計634名になっている。
2. 社数にして、3社に1社ほどであり、2015年の前回調査に比べると、社数で1.5倍以上、人員にして2倍弱と着実に増加を示している。
3. 企業を資本金別にみると、おおよそ規模が大きくなるに従って、法科大学院修了者を採用している企業の割合が高まる。今回調査では、500億円以上の企業で4割を超えている。
4. 業種別の在籍者割合をみると、製造業（34.9%）、商業（25.0%）、金融業（31.3%）、サービス業・その他（26.5%）。
5. 複数名の法科大学院修了者が所属する企業は156社であり、法科大学院修了者が属する企業の43.5%、回答企業全体の13.6%に達する。これは前回調査の2倍弱であり、法科大学院修了者が法務部門に属する割合が益々高まっている。

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



企業法務における法科大学院修了生の需要について



今後の法務人材の需要の見込み（上昇傾向）

日本経済新聞記事 2023年12月18日

「主要企業で法務部門の人材難が深刻になっている。

日本経済新聞が230社以上の法務担当者に部門の課題を聞いたところ「スタッフ不足・採用難」などに回答が集中した。事業が国際化し、経済安全保障や「ビジネスと人権」などESG（環境・社会・企業統治）関連にも法務部門の役割が広がっている。

企業は知識共有の仕組みづくりや、デジタル技術の活用による効率化で対応を急ぐ。」

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



企業法務における法科大学院修了生の需要について

法務博士を取得していることの利点

1. 法科大学院において、更に体系的・実践的な学習をしてきていることは利点。実際の企業法務実務をこなすには、更にOn the job trainingと実務経験を積み重ねが必要。どれだけ早く主体的に動ける実務家になれるかは、本人次第。優秀な人材は十分対応できている。
2. 法科大学院を経て、企業に入社する場合、学卒に比べて入社が遅くなり、人材育成のタイムラインがタイトになるという課題があったが、「法曹コース」（「3+2」）の導入や在学中受験資格付与などにより、入社が遅れが縮小する効果が期待される。

企業法務における法科大学院修了生に対する評価

法科大学院修了生に関する評価

1. 知識、リサーチ力、分析・検討の基礎力は鍛えてあるのは利点。裁判実務にも強い。契約書を検討・修正する力は、初歩的なので、入社後に一から鍛えなおす必要あり。
2. 実際の実務は、情報も整理されておらず、ケースも毎回違うので、応用力や基礎力が試される。この部分は、それぞれの人の能力や適性によるところが大きい。
3. 企業組織の一員として他の部署・社員とコミュニケーションを取りながら働くことが必須なので、チームワーク意識、コミュニケーション能力なども重要。この点は、採用時にも重視する。

法曹養成の理念等を踏まえた今後の 法科大学院教育への期待

 経営法友会
The Association of Corporate Legal Departments

法科大学院教育に求めるもの

1. 企業法務を通じて日本経済や国際社会に貢献するという一つの法曹のあり方が、更に認識されることが重要。経済界の内なる者として、正義の追求や法的リスクの軽減・防御、多くのステークホルダーの権利保護においても活躍できる。
2. 法科大学院や大学教育の段階から、企業法務が活躍の場の有力な選択肢であることをもっと伝えることが重要。
3. 企業法務で活躍する人材の紹介やその声を更に積極的に紹介すべき。（法科大学院協会や法科大学院のホームページなどで）
4. General Counsel・法務部長などの経験者や現役部長に、企業法務について講義してもらう機会を増やしてはどうか（一部の法科大学院では実施しているとの理解）。

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



法科大学院における企業法務教育の 更なる充実の必要性について

 経営法友会
The Association of Corporate Legal Departments

企業法務教育の充実について

1. 法的思考力、分析力、解決案を検討・提案する力等、基礎的な思考力を鍛えることが重要。現在のカリキュラムでも対応は可能と思われる。実務的な法領域は、企業内に入ってきてからでも十分と思われる（企業の事業内容によって対象領域に濃淡あり）。特に、ケーススタディとディスカッションの充実化は、上記力の強化に役立つと思われる。
2. ビジネス戦略や目的を踏まえた、事業ストラクチャー、ガバナンス・ストラクチャー、戦略的な契約内容の検討・交渉などは、上記の応用編として考えられる。
3. 弁護士事務所の弁護士だけでなく、企業内法務で活躍する実務家の講師を増やすことで、より実務的な視点を加えた講座を増やすことも一案。講義の中で、企業実務の実際にも触れて頂ければ、企業実務に対する理解も深まる。
4. コーポレートガバナンスやコンプライアンスは、企業法務において重要な実務。講座化する場合は、内容に工夫が必要。

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



キャリア支援の充実の必要性について 経営法友会

The Association of Corporate Legal Departments

キャリア支援についての一考（多様な考え方や選択肢を後押しする）

1. 法科大学院は、法曹（裁判官・検察官・弁護士）養成を担う専門職大学院であるので、まずは司法試験を目指すのがナチュラル。一方、次のようなかたちで、法科大学院から企業を目指す選択肢もある。
 - ① 在学中に司法試験合格し、法科大学院卒入社で働きながら、入社後に司法修習を受ける。
 - ② 法科大学院卒入社で企業で働きながら司法試験合格を目指す。
 - ③ 法科大学院での知識をもって企業に進み、当面資格は取らない。
2. 法科大学院修了生には企業法務を含め、多様な進路がある中で、法科大学院在学中にそのような情報を得る機会が少ない。大学によって得られる情報量にばらつきがある可能性あり。
3. 企業側とも連携し、上記のような学生が積極的に採用対象となる環境を整えることも大切（特に、採用時期の問題など）。

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



キャリア支援の充実の必要性について 経営法友会

The Association of Corporate Legal Departments

キャリア支援についての一考（多様な考え方や選択肢を後押しする）

4. 企業側の採用方針・採用情報なども法科大学院において積極的に共有する仕組みを創ってはどうか。例えば、入社後に司法修習に行くことを認めるか否かは、企業によっても異なるので、学生がキャリアを考える上で有用な採用情報を企業側の協力を得て学生に発信・共有するのも一案。
5. 大きな視点では、弁護士として企業法務で働くキャリアの認知度が高まれば、法曹を目指す人材の人数が更に増える可能性もある。経済界・実業界の中で、将来活躍したい人材の有力なキャリアの選択肢になり得る可能性あり。特に、法的素養を有する人材が経営者として活躍する例が今後益々増えれば、更に裾野が広がる可能性あり。

Copyright © MITSUI & CO.,LTD. All rights Reserved.



360° business innovation.



MITSUI & CO.

法学未修者教育に関する論点（案）

<総論>

- 多様なバックグラウンドを有する法曹の輩出に向け、法学未修者教育は重要であり、これまでも様々な議論が行われてきたところであるが、今後、法学未修者教育を更に充実させ、実効性のあるものとするための方策としてどのようなものが考えられるか。

<各論>

- 法学未修者の入学者選抜について、法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を適切に評価・判定し、また、入学者の多様性を確保するために、どのような取組・工夫が行われているか。どのような課題があり、それらの課題に対応するための方策としてどのようなものが考えられるか。
- 法学未修者コースにおける法学を学修したことのない者の教育及び法学を学修したことのある者の教育の充実に向け、それぞれどのような方策が考えられるか。
- 令和5年司法試験に初めて在学中受験が実施されたが、法学未修者の受験状況はどのようなものであるか。法学未修者特有の事情に鑑み、在学中受験を選択する者、選択しない者それぞれへの対応について、配慮すべき事項はあるか。
- 修了生への学修支援、修了生との関係構築（修了生による在學生への学修支援、入学者選抜説明会への協力等）の充実に向け、どのような方策が考えられるか。

法学未修者選抜に関する調査

調査対象：令和 5 年度入学者選抜を実施した法科大学院（計 34 校）

目次

【本体】

I. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況、選抜方法等	p. 2
1. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況等	p.3
2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法	p.5
II. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫、課題	p.10
1. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫	p.11
2. 法学未修者選抜における評価・判定の課題	p.12
III. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫、課題	p.13
1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫	p.14
2. 入学者の多様性の確保に係る課題	p.15
IV. 法学未修者選抜の変遷	p.16

【参考情報】 ※ II～IVの自由記述の内容について、各大学の回答を抜粋し整理したもの（事務局で表現を一部修正）

II-1. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫	p.20
II-2. 法学未修者選抜における評価・判定の課題	p.22
III-1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫	p.26
III-2. 入学者の多様性の確保に係る課題	p.29
IV. 法学未修者選抜の変遷について	p.31

I. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況、 選抜方法等

1. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況等①

■ 法学未修者選抜の実施状況

	実施件数	実施校数	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	競争倍率 (受験者数/ 合格者数)
全体	-	34校	12,174人	10,540人	3,782人	1,971人	2.79倍
うち 法学未修者 (※1)	113件	34校	3,743人 (30.7%)	3,263人 (31.0%)	1,002人 (26.5%)	583人 (29.6%)	3.26倍
うち特定の者(①～④)を対象とする選抜枠を設けている(※2)	30件	14校	560人	531人	147人	93人	3.61倍
①社会人経験者	19件	12校	421人	406人	100人	68人	4.06倍
②法学以外の学部出身者(※3)	14件	7校	235人	227人	64人	39人	3.55倍
③外国語能力が極めて高い者、 海外大学出身者	16件	5校	154人	138人	50人	27人	2.76倍
④早期卒業者	1件	1校	3人	3人	3人	3人	1.00倍

※1 ()内は全体に占める割合。

※2 「うち特定の者(①～④)を対象とする選抜枠を設けている」の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数の値は実数であり、①～④のカテゴリの志願者数・受験者数・合格者数・入学者数それぞれを合計した値とは一致しない(複数のカテゴリを対象とする入試を行っている場合、それぞれのカテゴリに人数を計上しているため)。

※3 理系学部出身者のみを対象とする場合も含む。

1. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況等②

■ 法学未修者選抜の実施時期

	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
実施件数(※1)	0件	0件	2件	7件	18件	25件	15件	12件	7件	12件	14件	1件
実施校数(※2)	0校	0校	1校	5校	13校	18校	14校	11校	5校	9校	10校	1校

- ※1 実施件数について、同一の試験区分で複数日にわたって試験を行う場合は、最初の試験日に件数を計上する（例：9月1日に筆記試験、10月1日に口頭試問を行った場合は9月に計上）。
- ※2 実施校数について、1つの法科大学院で複数回入学者選抜を実施している場合があるため、実施校数の合計は入学者選抜を実施した法科大学院の数（34校）とは一致しない。

2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法①

■ 法学未修者選抜の選抜方法

小論文・ 筆記試験	対面による 審査	書面による 審査	審査項目			件数	校数
			学業 成績	志望 理由	外国語 能力		
○	○	○	小計			69件 (15件)	24校 (7校)
			○	○	○	7件 (6件)	2校 (1校)
			○	○	△	49件 (6件)	16校 (3校)
			○	○	×	7件 (3件)	4校 (3校)
			○	×	×	4件 (0件)	1校 (0校)
			×	○	○	2件 (0件)	1校 (0校)
○	×	○	小計			29件 (1件)	16校 (1校)
			○	○	○	1件 (1件)	1校 (1校)
			○	○	△	26件 (0件)	14校 (0校)
			○	○	×	2件 (0件)	1校 (0校)
×	○	○	小計			15件 (14件)	10校 (9校)
			○	○	○	7件 (7件)	3校 (3校)
			○	○	△	4件 (4件)	4校 (4校)
			○	○	×	4件 (3件)	3校 (2校)
計						113件 (30件)	

小論文等・対面による審査については、○：あり、×：なし

書面による審査については、○：提出必須、△：提出任意、×：提出不可

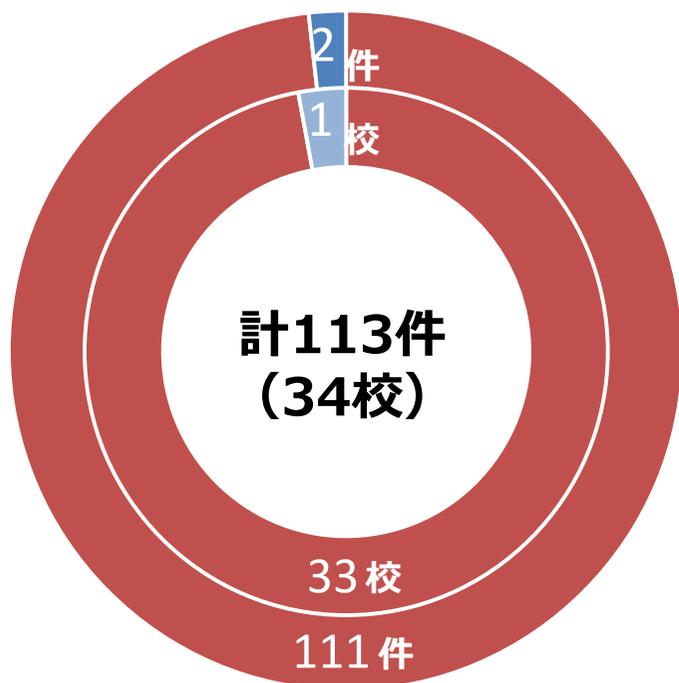
件数・校数のかつこ内は「特定の者（①社会人経験者、②法学以外の学部出身者、③外国語能力が極めて高い者、海外大学出身者、④早期卒業者）を対象とする選抜」に該当する件数。

小論文等を課すのは計98件（86.7%）、対面審査を課すのは計84件（74.3%） 34

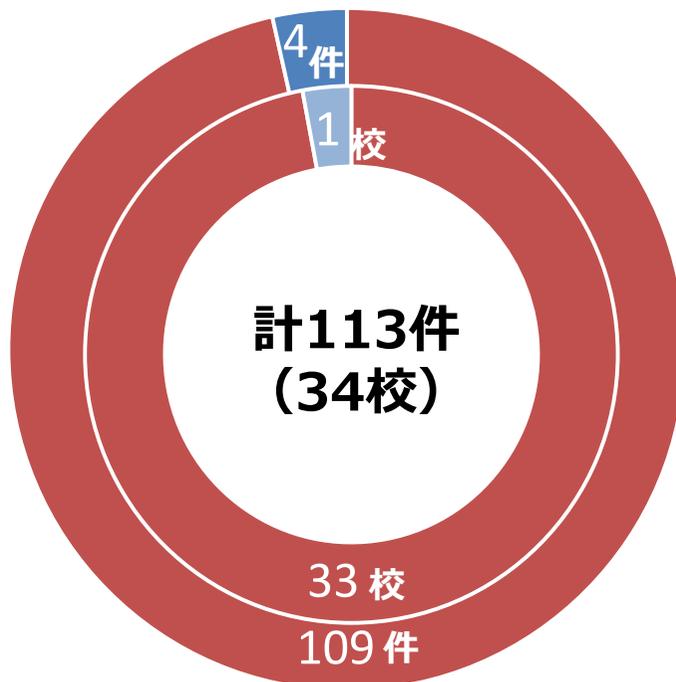
2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法②

書面による審査

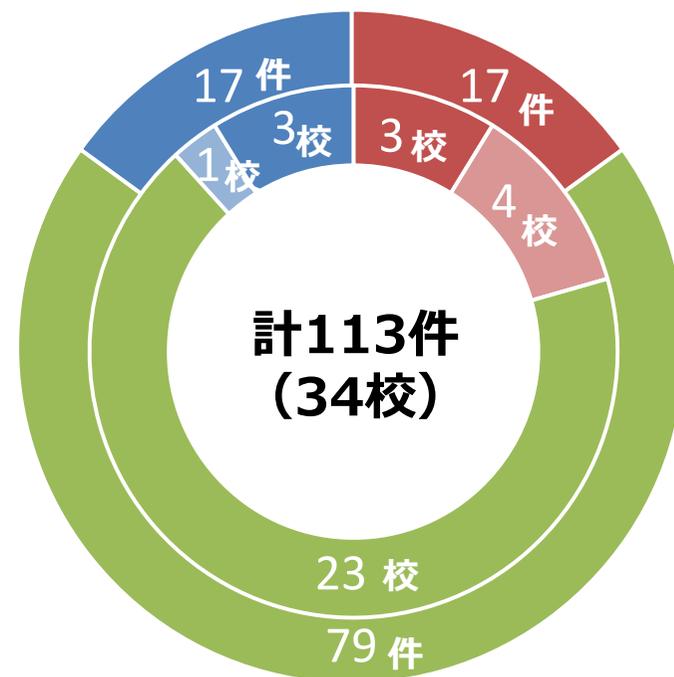
<学業成績に関するもの>



<志望理由等に関するもの>



<外国語能力に関するもの>



<実施件数> ■ 提出必須 ■ 提出任意 ■ 提出不可

<実施校数> ■ 全ての入試で提出必須 ■ 一部の入試で提出必須 ■ 提出任意 ■ 一部の入試で提出不可 ■ 全ての入試で提出不可

※円グラフの外側は実施件数、内側は実施校数

2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法③

書面による審査

評価する資質・能力の例

- | | | |
|------------------|------------------|-----------------|
| ✓ 法曹としての素質・適性、熱意 | ✓ 文章読解力 | ✓ 社会への興味関心 |
| ✓ 学習意欲・学修態度 | ✓ 論理的思考力、判断力、分析力 | ✓ 問題発見能力 |
| ✓ 協調性 | ✓ 表現力、論述力 | ✓ 社会的経験 |
| ✓ 自己分析能力 | ✓ 外国語能力 | ✓ 他分野での専門的学習の成果 |

提出を求める書面の例

<学業成績に関するもの>

成績証明書（出身大学等より発行）、成績申告書（所定様式で単位数・成績の集計を求めるもの）

<志望理由等に関するもの>

志望理由書、自己評価書等（指定したテーマについて制限文字数内での論述を求めるもの）

（テーマの例）※下記の組み合わせによるものが多数

- ・法曹を志望する理由、目指す法曹像、法曹として必要な資質
- ・当該法科大学院を志望する理由、入学後の学修時間の確保及び学修継続の意志
- ・資質・能力に関する自己評価（これまで大学等で学んできたこと、法曹・法律家としての自己の適性）
- ・学業以外の実績、社会人としての活動実績、法学部以外の学部において学んだこと
- ・関心をもっている社会問題についての見解
- ・大学・大学院等で、どのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか

<外国語能力に関するもの>

外国語能力試験の成績証明書、海外の高校、大学、大学院の卒業証明書・修了証明書

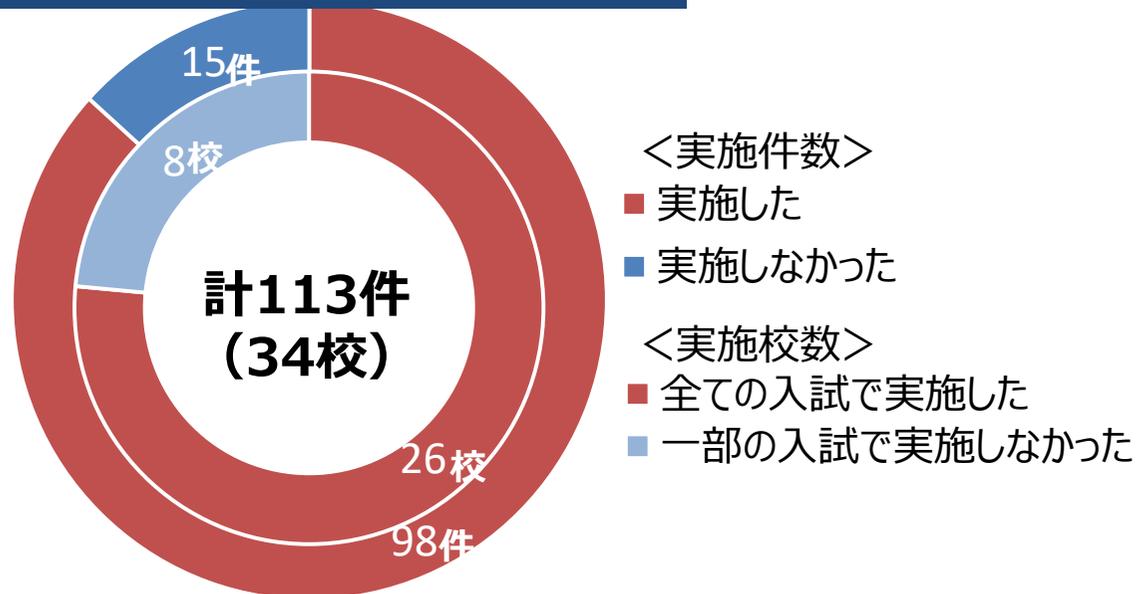
<その他>

履歴書、各種資格取得の証明書、推薦書、学位論文の概要（修士以上）

2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法④

小論文・筆記試験

実施状況の概要



評価する資質・能力の例

- ✓ 文章読解力
- ✓ 論理的思考力、判断力、分析力
- ✓ 柔軟な思考力
- ✓ 限られた時間での処理能力
- ✓ 問題発見能力、問題解決能力
- ✓ 社会や人間関係に対する洞察力
- ✓ 論理的文章の作成力、構成力
- ✓ 表現力、自ら思考した内容を的確に文章化する能力

出題例

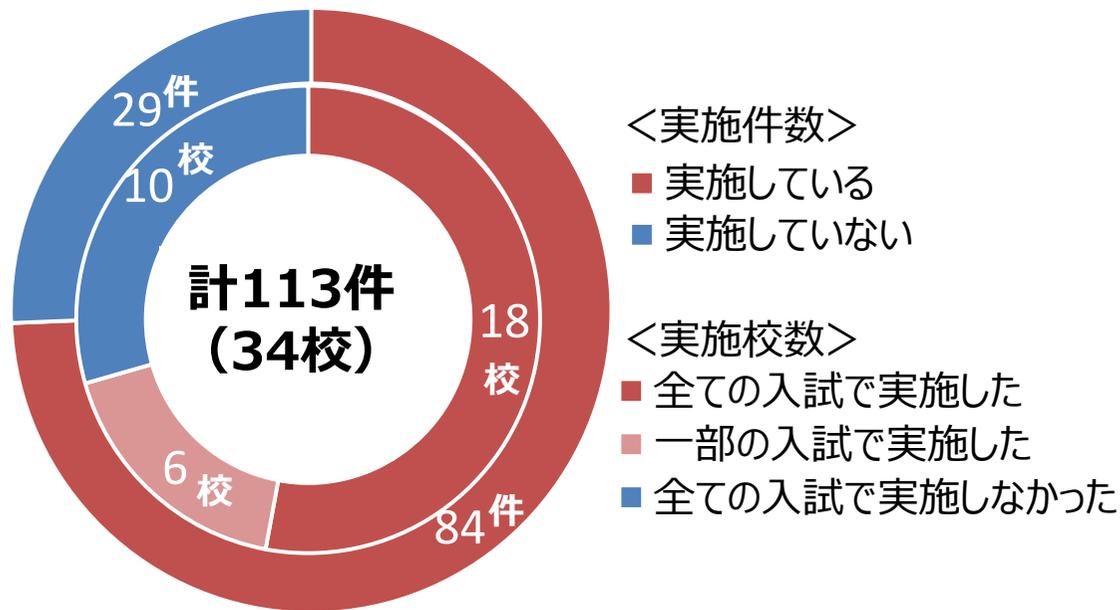
- ✓ 時事・社会問題等や社会科学全般に関する長文の資料（法的知識を必要としないもの）を提示し、その資料に関する設問に対して記述式による解答を求める。
- ✓ 複数の資料を読み論拠を整理した上で1400字以内でまとめる。
- ✓ 現代社会における特定の問題を論じさせるものなど各種の内容で構成するものとし、長文（3000字程度）を提示して出題。2000字程度の記述を求める。
- ✓ 法学の専門知識を問うことはないが、法的分野に関連する問題が出ることはある。

※円グラフの外側は実施件数、内側は実施校数

2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法⑤

対面による審査

実施状況の概要



評価する資質・能力の例

- ✓ 表現力、論述力、説得力
- ✓ コミュニケーション能力
- ✓ 法曹としての素質・適性、熱意
- ✓ 自己学習・生涯学習の自覚・意欲
- ✓ 文章読解力
- ✓ 論理的思考力、判断力、分析力
- ✓ 思考の柔軟性
- ✓ 協調性
- ✓ 社会への興味関心
- ✓ 外国語の理解力、運用力

出題・質問例

- ✓ 志望理由、学修に取り組む姿勢
- ✓ これまでの実績（学修歴、活動実績、職歴等）
- ✓ これまでの学修や職業経験から得たもの
- ✓ 事前提出書類（志望理由書、自己評価書等）に関する質問
- ✓ 試験当日に試験室で提示した長文に関する設問
- ✓ 小論文・筆記試験（対面審査の前に実施済）の解答内容に関する質問
- ✓ 時事問題

※円グラフの外側は実施件数、内側は実施校数

Ⅱ．法科大学院における教育を受ける上で求められる 適性・能力の評価・判定に係る取組・工夫、課題

1. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するための取組・工夫についてご記入ください。

<回答例>

- 全ての志願者に対し、書類審査・小論文試験・面接審査の3種類の審査を組み合わせて選抜を実施することにより、多面的に適性・能力を評価・判定。(多数)
- 社会人経験者、法学部以外の学部出身者等の一部の志願者を対象に面接審査を行い、出願者のバックグラウンドを踏まえた質問等を通じ、適性・能力を評価・判定。(多数)
- 社会的問題に対する分析力・思考力等を評価するため、人間・社会に関する問題を出題するなど、評価したい能力に応じた出題文の選定及び設問の作成。
- 面接審査の審査内容を「人物審査」と「能力審査」に分け、各審査において細かな確認事項を設けるなど、評価したい能力に応じた評価事項の詳細な設定。
- 面接試験において過去の学修における成功体験を確認し、それを踏まえて法律の学修においても目標を達成できると考えているか確認するなど、過去の体験を踏まえた学修意欲・態度の評価。
- 選抜方法・出題内容の的確性や実効性の検証。

2. 法学未修者選抜における評価・判定の課題

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、**課題**がございましたらご記入ください。

<回答例>

- 未修者については、法的知識およびその運用能力を試験することなく選抜するため、法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を見極めることが難しい。（多数）
- 入学者選抜の成績と入学後の成績が相関しない場合がある（入学者選抜で論理的思考力が高いと評価された者でも、入学後の法律科目の成績評価が高くない場合があるなど）（多数）
- 入学者選抜と入学後の成績の相関の検証を通じ、入学後も法的知識を高いレベルで身に付けていける者の選抜方法について適切な方法論の確立が課題。
- 読解能力と表現力を正確に評定するための小論文試験の課題文の選定、設問の形式が課題。
- 法学を学修するにあたり必要な能力の全てを小論文試験や面接試験で評価することは困難であるが、これらに代わる適切な評価・判定方法を見いだせていない。
- 学修態度・意欲（自学自修の時間を継続的に確保できるか、学修意欲を維持することができるかなど）については、書類審査や限られた面接審査の時間では判定しきれない。

Ⅲ. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫、課題

1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫

入学者の多様性の確保に係る取組・工夫についてご記入ください。

<回答例>

- 一般選抜とは別に、特定の者を対象とする選抜枠を設定（対象者の例：社会人経験者、法学以外の学部出身者、外国語能力が極めて高い者）。（多数）
- 学修歴、語学試験や各種資格試験の成績、活動実績、社会人経験等を考慮して多様な観点から評価。（多数）
- 社会人経験者や法学以外の学部出身者の入学者数・割合の目標を定め、優先的に選抜。
- 有職者等の多様な者が参加しやすいよう、説明会の複数回・土日夜間開催、入学者選抜の複数回実施。（多数）
- 社会人経験者、法学以外の学部出身者、女性など特定の者に向けた説明会・セミナー等の開催。
- HPや説明会等において、社会人経験者や法学以外の学部出身者の修了生を紹介、学修支援・経済的支援制度（長期履修制度、学修アドバイザーによるフォローアップ制度、奨学金等）について周知。

2. 入学者の多様性の確保に係る課題

入学者の多様性の確保に係る課題がございましたらご記入ください。

<回答例>

- 多様なバックグラウンドを有する入学者がそれまで法律学のみを学んできた入学者に比べて司法試験合格率があまり高くなく、司法試験合格率の向上と多様性の確保のジレンマに苦慮している。
- 入学者の多様性の確保が要請される一方で、標準修業年限修了率や司法試験合格率の向上も求められているが、両者は実際上両立しない。
- 多様性の確保は重要ではあるが、他方で、特別枠などを設けると適切な競争が働かない懸念があり、そのバランスについて苦慮する（過去に未修者を対象とした社会人特別入試を実施していたが、志願者が少なく競争性が担保できなかったことや入学者の学修状況を踏まえて同制度を廃止）。
- 法科大学院及び法曹自体の魅力・意義の発信が必要。
- 様々なバックグラウンドを持つ広範囲の受験（候補）者に向けた効果的な広報、法学部以外の学部に対しての働きかけの方法について模索している。
- 本学法科大学院の規模や環境から、夜間授業の実施や同一科目の複数回実施が困難であるため、社会人入学生の確保に向けた対策が大きな課題となっている。
- 実際の未修者コース入学者の多くは法学部出身であり、多様性の確保は充分とはいえない

IV. 法学未修者選抜の変遷

法学未修者選抜の変遷①

未修者入学者選抜の変遷についてお尋ねします。主要な変更について、①変更した時期、②背景・理由（どのような考慮、配慮のもとに変更することとしたか）、③変更の内容をご記入ください。

各法科大学院において、随時、法学未修者選抜の見直しが行われてきたところであるが、特に多く見られた回答は下記のとおり。

- 入学者の多様性の確保の観点から、一般選抜とは別に、社会人経験者、法学以外の学部出身者、外国語能力が極めて高い者など、特定の者を対象とする選抜枠を新設。
→ その後、運用状況や選抜全体の見直しの流れを踏まえ、廃止した例も複数あり。
- 志願者の資質・能力をより効果的に評価・判定するため、提出を求める書面や面接試験を追加、記載を求める字数を増加、重視する項目の配点（比重）を増加。
- 志願者の出願機会の確保、利便性の向上の観点から、選抜の実施回数を増加、選抜日数・試験時間を短縮、選抜会場を追加（法科大学院が所在していない地域での選抜の実施）。
→ その後、運用状況等を踏まえ、実施回数や選抜会場を削減した例も複数あり。
- 平成30年から法科大学院全国統一適性試験が実施されなくなったことを受け、審査内容や配点を見直し。

法学未修者選抜の変遷②

法学未修者選抜の変遷について、各大学の記述を6項目に整理した上で入学者選抜年度ごとに取組を変更したと回答した大学数を記号（◎：5校以上 ○：3～4校 △：1～2校）でプロットしたもの。具体例は参考情報を参照。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
選抜枠 (p.31～33)				△		△	△			△	△	○	○		△	△	△	△		△	
審査内容 (p.34～35)								△	△	△		○	○	△	◎	○		○		△	△
配点 (p.36)							△	△			△				○	○					△
選抜の実施回数 (p.37)	△						△	△	○		○	◎	○	△	△	○	△	△	○		
選抜会場 (p.38)												△	△			△	△				
試験時間 (p.38)					△		△		△							△				△	

参考情報

Ⅱ～Ⅳの自由記述の内容について、各大学の回答を抜粋し整理したもの
(事務局で表現を一部修正)

【参考情報】Ⅱ－1．法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫①

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するための取組・工夫についてご記入ください。

選抜方法、評価・判定方法

- ✓ 全志願者に対して、書類審査・小論文試験・面接審査の3種類の審査を行い、多面的に出願者の適性・能力を評価・判定している。（筑波、千葉、一橋、金沢、岡山、琉球、東京都立、学習院、創価、日本、法政、南山、関西、関西学院、福岡）
- ✓ 一部の志願者（社会人経験者、法学部以外の学部出身者、外国語能力が優れている者等）を対象に面接審査を行い、出願者のバックグラウンドを踏まえ、適性や能力を評価・判定している。（名古屋、京都、大阪、神戸、専修、同志社、立命館）
- ✓ 面接審査の審査内容を「人物審査」と「能力審査」に分け、それぞれの審査において細かな確認事項を設定し、面接を行っている。（創価）
- ✓ 面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とする場合がある。（琉球）
- ✓ 出願書類において、大学在学時の成績表の提出に加え、A+・A（秀・優）以上の割合を記載させ、学業において一定の努力の成果を修めているか否かを確認。また、法曹には学び続ける姿勢が求められるところ、資格（語学能力を含む）も自己研鑽の表れと考えることができるため、独立の項目を設けて評価。（南山）

的確性、実効性の検証

- ✓ 入学試験問題編集委員会において、複数回（例年5～6回程度）にわたり、法学未修者の小論文試験問題の的確性について検討・確認をしている。（日本）
- ✓ 入学試験時の小論文の成績と在学中の法律基本科目の成績、司法試験の成績の関係を把握し、入学試験等委員会において、選抜の実効性を随時検証。（愛知）

【参考情報】Ⅱ－1. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫②

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するための取組・工夫についてご記入ください。

出題・質問内容

- ✓ 書類審査において、「法律実務家を目指す理由、及び自身が法律家としての適性を有すると考える理由」を検討し、論述させることで、そもそも適性とは何か、そのような適性を得るためにどのような努力・現状にあるかを可視化する一助とするとともに、その検討自体を入試の評価の要素としている。（九州）
- ✓ 相当の学習能力とともに豊かな人間性を備えた入学者を受け入れるため、小論文試験及び口述試験において、人間・社会に関連した問題を出題し、社会的問題に対する分析力・思考力・理解力・判断力等を測るよう工夫している。（千葉）
- ✓ 小論文試験問題において、主に長文読解能力・文章表現力を判定する問題と、ある社会課題に対して、肯定説・否定説を問わず、必ず自説を展開することを課すことで推論・論理的思考力を判定する問題を設定。また、面接試験において、自己評価書の内容に基づき質疑応答を行い、人間と社会に対する健全な関心・判断能力、コミュニケーション能力を評価・判定している。（金沢）
- ✓ 面接試験において、志望動機、目指す法曹像、自らの経験、法科大学院での学修に向けた取組姿勢等を記した自己評価書に基づき質問を行い、法律家として相応しい資質・素養を備えているか確認するとともに、論理的思考力・考え方の柔軟性などをはかる口頭試問（例：近時の社会的課題を示し、課題に対する自己の考え方について応答を行う）をあわせて実施。（上智、福岡）
- ✓ 面接試験において、これまでの学習における成功体験を確認し、その体験を踏まえて初めて取り組む法律の学習においても目標を達成できると考えているか確認している。（専修）

【参考情報】Ⅱ－２．法学未修者選抜における評価・判定の課題①

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

法学に関する適性・能力に関する評価

- ✓ 法学教育を受けたことがない者の法学への適性については実際に入学して授業や試験を受けてみないとわからない部分が多く、より選抜の精度を高めることは開学以来の課題である。
- ✓ 法律学を学んだことのない志願者が法律家としての適性を有しているかどうかを評価・判定する現行の制度の精度をより一層高めることが課題。
- ✓ 一般的に、法学を学んでいない者の適性・能力を評価・判定することには困難が伴う。
- ✓ 未修者試験においては法律問題の出題が認められない中で、リーガルマインドをどのように測るかという点が課題である。
- ✓ 入試で法律の問題を課しているわけではないので、既修者試験に比べると法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を見極めることが難しく、入学後、アンマッチが生じるリスクがある。
- ✓ 未修者については、法的知識およびその運用能力を試験することなく選抜するため、入学後に法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を十分に有しないなどのミスマッチが生じることは避けられない。
- ✓ 未修者の中には、法律学の学習内容がそれまでの自己のイメージと違う等の理由により勉学意欲を失うことがあり、この点については、入試の段階では適切に把握しきれないことがある。
- ✓ 優秀な学生が選抜できている一方、未修者の多様性の反面として法学学修に躓く例も少なくない。法学専門試験によらずに法科大学院での学修に対する適性・能力を評価するための、より適切な出題内容、選抜方法の開発が課題である。

【参考情報】Ⅱ－２．法学未修者選抜における評価・判定の課題②

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

法学に関する適性・能力に関する評価（続き）

- ✓ 入学者選抜の成績と入学後の成績が相関しない場合があり、現時点の取組による評価には限界があると認識している。
- ✓ 法学未修者入試では、入試成績と入学後成績の相関関係は必ずしも高いというわけではない。もっとも、このことは、法学未修者入試に際して、小論文試験や面接試験において法学知識を問う問題はなく、法学の知識の有無がわかる資料による配点を行っていないことから当然に生ずる帰結ではある。
- ✓ 論理的思考力はあっても、法学の勉強についていけない学生がおり、論理的思考力とは別に、法学を学ぶ適性・能力を判定する必要がある。
- ✓ 現在の入試の小論文試験では「論理的な分析能力や文章能力」を測っているが、その入試の成績と入学後の学業成績がリンクしておらず、不適合による中途退学者が少なからず発生している。
- ✓ 法学に関する事柄を問わない形で、法学教育を受ける上で求められる適性・能力の有無やその程度を評価するには限界がある。法学教育を受けていることを前提としない法的な問題を提示してその場で考えてもらうような試験や、法的な文章を提示してその場で読んでもらい理解度を試すような試験は、法的思考に対する適性の有無を確認するために有効と考える。各法科大学院における1年次配当の授業科目等のカリキュラムに応じて、もう少し柔軟な出題ができるようにすべきと考える。

【参考情報】Ⅱ－２．法学未修者選抜における評価・判定の課題③

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

法科大学院教育自体への適性の評価

- ✓ 3年間にわたる法科大学院教育への耐性（耐久力）の評価が課題。
- ✓ 学生自身が入学前に想像していた生活と入学後にギャップを感じる（自主的な学習の重要性、純粹未修者は知識不足から挫折感を感じる等）ことが多い印象を受けるが、面接試験では受験生も前向きな回答しなれないため、司法試験に向けた受験生の主体的な取り組み等も面接で上手く引き出すことが課題である。
- ✓ 自学自修の時間を継続的に確保できるか、学習意欲を維持することができるか、日常的に学習する習慣が身についているか等については、書類審査や限られた面接審査の時間帯では判定しきれない面がある。

選抜方法、評価・判定方法

- ✓ 小論文のみでは適性・能力を完全に判断することは難しいと感じているものの、これを補う適切な評価・判定方法を見出せていない。
- ✓ 法学を学修するにあたり必要な能力のすべてを小論文試験や面接試験ではカバーできず、入学後の学修とのミスマッチが生じる場合があるが、これらに代わる適切な判定方法を見いだせていない。
- ✓ 小論文試験や面接試験のほかにも適切な方法がないか検討している。

【参考情報】Ⅱ－２．法学未修者選抜における評価・判定の課題④

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

出題内容

- ✓ 法学未修者の司法試験合格率が法学既修者よりも低い現状において、法学未修者の合格率を向上させるためにはどのような小論文試験を課すべきかについて苦慮している。
- ✓ 小論文試験の出題・採点のあり方が最たる課題であり、具体的には、小論文試験の課題文の選定、発問の形式など、読解能力と表現力を正確に評定できるシステムの構築が必要。

入学者選抜の実効性の検証

- ✓ 入学者選抜における成績と法科大学院在学中の成績、司法試験の結果（成績）との関連性の検証が継続的な課題となっている。今年度から学生にかかる成績データの蓄積・利活用の条件が整いつつあり、今後、継続的な当該検証制度のありかたについて議論を進める予定。
- ✓ 入学者選抜において、未修者コース試験（小論文試験および面接試験）で上位の成績を収めている合格者の中に入学してから伸び悩んでいる者がいるため、入試成績と入学後の成績の相関を丁寧に調査し、入学後も法的知識を高いレベルで身に付けていける者をいかに見出すかについて適切な方法論の確立が重要な課題であると認識している。

その他

- ✓ 比較的高齢の社会人経験者については、入学後に予想したほど学力が向上しないことがある点で、志望理由書、小論文及び口述試験では、測定しきれない面があることも認識している。したがって、社会人経験者の評価については、より適切な選抜方法を工夫する必要があると考えている。

【参考情報】Ⅲ－1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫①

入学者の多様性の確保に係る取組・工夫についてご記入ください。

出願資格・選抜枠

- ✓ 一般選抜とは別に、特定の者を対象とする選抜枠を設けている（対象者の例：社会人経験者、法学以外の学部出身者、外国語能力が極めて高い者）（東京、金沢、名古屋、京都、大阪、神戸、上智、専修、創価、愛知、同志社、立命館、関西）
- ✓ 出願資格として職歴要件を課し、現在社会人である者、社会人経験を有する者のみが出願可能（筑波）

経歴・資格等の評価

- ✓ 学修歴、語学試験や各種資格試験の成績、活動実績、社会人経験等を考慮して多様な観点から評価している（多数）
- ✓ 社会人経験者や法学以外の学部出身者の入学者数・割合の目標を定め、優先的に選抜するよう努めている。（早稲田、福岡、京都、九州、琉球）

説明会や入学者選抜の回数・日程・時間帯への配慮

- ✓ 説明会や入学者選抜の複数回実施、土日開催（多数）
- ✓ 有職の社会人が参加しやすいよう、入学者選抜説明会の開催時間を遅い時間（18時以降）に設定し、対面とオンライン併用のハイブリッドにて実施。（福岡）

【参考情報】Ⅲ－1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫②

入学者の多様性の確保に係る取組・工夫についてご記入ください。

広報

- ✓ HPや説明会等において、多様なバックグラウンドを持つ人材を求めている旨や、学修支援・経済的支援制度（長期履修制度、学修アドバイザーによるフォローアップ制度、奨学金等）について周知（多数）
- ✓ 入試説明会では、社会人入学や法律系以外の学部・学科から入学したOB・OGの話を直接聞く機会を設けるなど、修了後のキャリアパスを明確に描けるよう努めている。希望者には個別説明（オンライン）に応じている（岡山）
- ✓ 様々な広報媒体を用いて、社会人経験者や法学以外の学部出身者の修了者を紹介（中央、琉球）
- ✓ 特定の者（法学以外の学部出身者、社会人経験者、女性）に向けた説明会等の開催、周知（実施例）
 - ・学内の他学部の学生を対象とした法曹の任務に関する授業を開講（北海道）
 - ・法学部以外の学部の学生に向けても学内説明会の開催を周知するよう取り組んでいる。（東北）
 - ・他学部や社会人を対象とした説明会の開催（創価）
 - ・女性法曹輩出プロジェクト（FLP）で、定期的にシンポジウムや相談会等を実施（早稲田）
 - ・女子中高生を対象とした広報イベントを弁護士会と共同開催（北海道）
- ✓ 募集要項において、性の多様性を尊重している旨を明言しており、性別欄の記載や入学後の呼称などについて具体的な配慮を示している（琉球）

【参考情報】Ⅲ－1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫③

入学者の多様性の確保に係る取組・工夫についてご記入ください。

学修支援・経済的支援制度

- ✓ 長期履修制度の導入（多数）
- ✓ 社会人経験者への支援として、教育訓練給付制度の申請（北海道、岡山）
- ✓ 優秀入学者特別奨学金の一部は、他学部出身者・社会人に優先的に割り当てられている（九州）
- ✓ 主に仕事を持つ社会人を対象とし、夜間及び土曜日の授業のみで法科大学院を修了することができる夜間コースを開講（日本）
- ✓ 学内に託児室を設けており、学生には利用料の補助を行っている（上智）

【参考情報】Ⅲ－２．入学者の多様性の確保に向けた課題①

入学者の多様性の確保に係る課題がございましたらご記入ください。

司法試験合格率等の向上や入学者選抜の競争性確保とのバランス

- ✓ 司法試験合格率を維持しながら、いっそう多様性を高めるためにいかなる取組を導入できるかが課題。
- ✓ 未修者の司法試験合格率が低迷していることは、多様な人材確保への障害になっている。
- ✓ 多様なバックグラウンドを有する入学者がそれまで法律学のみを学んできた入学者に比べて司法試験合格率があまり高くない現実があり、合格率の向上と多様性の確保のジレンマに苦慮している。
- ✓ 入学者の多様性確保が要請される一方で、標準修業年限修了率や司法試験合格率の向上も求められているが、両者は実際上両立しない。
- ✓ 過去に未修者を対象とした社会人特別入試を実施し、書類と面接による選考を行ったが、志願者が少なく競争性が担保できず、また、入学者の学習状況も踏まえて同制度は廃止した。現在は、社会人についても一定の競争性を確保した一般選抜入試において選考することが妥当であろうと判断している。多様性の確保は法科大学院創設の趣旨からしても重要ではあるが、他方で、特別枠などを設けると適切な競争が働かない懸念があり、そのバランスについて苦慮する。

広報

- ✓ 法科大学院及び法曹自体の魅力・意義の発信。
- ✓ 様々なバックグラウンドを持つ広範囲の受験（候補）者に向けた効果的な広報の方法を模索している。
- ✓ 法学部以外の学部に対しての働きかけ。

【参考情報】Ⅲ－２．入学者の多様性の確保に係る課題②

入学者の多様性の確保に係る課題がございましたらご記入ください。

学修支援・経済的支援制度

- ✓ 本学法科大学院の規模や環境から、夜間授業の実施や同一科目の複数回実施が困難であるため、社会人入学生の確保に向けた対策が大きな課題となっている。
- ✓ 長期的視野に立った取組に加え、即効性のある取組の検討が課題。例えば、社会人を確保するための即効性のある取組として、長期履修制度などの導入が考えられるが、本学の段階的なカリキュラム体系との調整の難しさという問題がある。また、女性学生の増加に向けた即効性を見込める取組として、女性学生の入学枠制度、または、入学金・授業料減免における女性入学者の優遇などが考えられるが、これらが社会的に許容される制度といえるかどうか、また、後者には財政的な支援がなければ実現できないという問題がある。

その他

- ✓ 多様な人材を確保することを念頭に入試を実施しているが、そのような者を入試で合格させても、実際には入学しない（入学を辞退する）ケースが多い。
- ✓ 実際の未修者コース入学者の多くは法学部出身であり、多様性の確保は充分とはいえないと認識。
- ✓ 法科大学院としては、法律系以外の職種を経験するなど、多様なバックグラウンドを持った学生を確保したいと考え、選抜方法も工夫を試みているが、多くの社会人にとっては職を辞しての選択となるため、法科大学院進学はかなりハードルが高いと言わざるを得ない。これは個別の法科大学院の努力によって克服できる問題ではないため、今後政策レベルの対応がとられることが望ましいと思われる。

【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について①

未修者入学者選抜の変遷についてお尋ねします。主要な変更について、①変更した時期、②背景・理由（どのような考慮、配慮のもとに変更することとしたか）、③変更の内容をご記入ください。

選抜枠

- ✓ 平成16年度入学者選抜より令和3年度入学者選抜まで特別選抜を実施。TOEFL又はTOEICのスコアも考慮の対象に入れる語学能力重視等の特別選抜を実施していたが、特別選抜で合格する受験生については全員が一般選抜を併願しており一般選抜でも合格するという状況がみられることもあり、入試効率化の観点から廃止。（琉球）
- ✓ 平成26年度入学者選抜より、志願者の経済的負担の軽減を目的として、スカラシップ入試を実施。当該選考においては、一般入試と異なり、面接試験の配点を70点、志望理由書の記載内容を「スカラシップ入試の趣旨、学業実績、キャリアを踏まえ専修大学法科大学院を志望した理由」（1300以上1400字）とした。選抜方法として、「適性試験第4部の採点100点」と「筆記試験（小論文）100点」のいずれによるかを志願者が選択できるようにした。（専修）
- ✓ 平成27年度入学者選抜より、適性試験を含め既存の基準に照らすと選抜の網の目からもれてしまう有為な人材を発掘することを目的とし、「人材発掘入試」を新設。特別選抜（5年一貫型・開放型）の入試を導入するにあたり、令和4年度入学者選抜より廃止。（早稲田）
- ✓ 平成28年度入学者選抜において、地域に根差した法曹養成に資するため、未修者入試に「中四国地域枠特別入試」を新設（地域で区切ることの公平性の観点から当該年度限り）。（岡山）
- ✓ 平成28年度入学者選抜より、社会人又は法学部出身者以外の層の受験を促すことを目的とし、社会人又は他学部卒業者を対象とした特別選抜（未修者、定員5名）を新設。法曹基礎課程特別選抜の実施に伴う見直しにより、令和4年度入学者選抜より廃止。（東北）

【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について②

選抜枠（続き）

- ✓ 平成28年度入学者選抜より、多様なバックグラウンドを持つ学生を確保することを目的として、「他学部出身者・社会人特別選抜」を新設。この選抜制度においては、「法科大学院全国適性試験の成績（第1部～第3部）、TOEICの成績、学業成績、自己推薦書、及び面接試験の結果を総合して合否を判定」（＝小論文試験等の筆記試験を課さないこととしていた。法科大学院全国統一適性試験の廃止を受け、**平成30年度入学者選抜より廃止。**（一橋）
- ✓ 平成28年度入学者選抜より、多様な人材の確保を目的とし、筆記試験（小論文）を課さずに書類と面接により合否を判定する「社会人特別入試」を新設。「社会人特別入試」による入学者の学習状況を踏まえ、**令和元年度入学者選抜より、廃止。**（明治）
- ✓ 平成29年度入学者選抜より、他学部出身者、社会人の受験生の便宜を図るため「法学未修者特別選抜」枠（募集人員10名程度）を設け、従来の未修者枠の小論文試験に代えて口述試験を課した。（京都）
- ✓ 平成30年度入学者選抜より、多様なバックグラウンドを有する人材育成を目的とし、社会人・他学部生を対象とする特別入試を設けた。（神戸）
- ✓ 平成30年度入学者選抜より、早期卒業・飛び入学者を対象とするジャンプアップ入試制度を新設（学習院）
- ✓ 平成30年度入学者選抜より、教場試験を行わず、書類選考および面接試験で、優秀な学部3年生からの入学者を獲得することを目的とし、学部3年次生特別選抜入試枠を設けた。特別選抜（5年一貫型・開放型）の入試を導入するにあたり、**令和4年度入学者選抜より廃止。**（早稲田）
- ✓ 平成31年度入学者選抜より、多様なバックグラウンドを有する者の確保、グローバルに活躍する法曹の養成を目的とし、優れた外国語能力を有する者を対象とする「特別選抜（グローバル法曹）枠」（募集定員5名）を設けた。（大阪）

【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について③

選抜枠（続き）

- ✓ 令和元年度入学者選抜より、特待生入試、早期卒業・飛び入試を実施。令和2年度入学者選抜より、広く奨学生枠を確保するため特待生入試を廃止し、第1～5期入試の各期それぞれについて、早期卒業・飛び入学入試は一般入試に含める形で行い「特待・奨学生枠」を設け、各期の入試成績優秀者から選考することとした。（法政）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、法曹として求められる資質、法曹としての潜在能力を評価する為、より多面的な評価（書類審査・小論文試験・面接試験（口頭試問）による審査）を行う機会として、一般選抜（法学未修者コース）法曹ポテンシャル入試を導入した。（中央）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、学部3年+院3年の6年での修了を目指す新たな志願者の獲得を目的として従来既修者選抜のみを実施していた卒業見込者特別入学試験に未修者選抜を追加した。（関西）
- ✓ 令和3年度入学者選抜より、国際法曹養成を目的とし、外国籍を有する者または在外教育経験を有する日本人を対象とする「特別入試Ⅱ」を設けた。（愛知）
- ✓ 令和4年度入学者選抜より、入学者の多様性の確保を目的として「社会人特別選抜」（募集定員3名）を導入。（金沢）
- ✓ 令和4年度入学者選抜より、入学者の多様性の確保を目的として、社会人・他学部（非法学部）出身者を対象とする特別選抜（募集定員5名程度。書類審査と口述試験で評価・判定）を実施。（名古屋）
- ✓ 令和4年度入学者選抜より、志願者の時間的、経済的負担の軽減を目的として、学部の早期卒業者を対象としたスカラシップ入試（早期卒業）を導入。選考は、他の入試と異なり「書類審査100点」、「筆記試験（小論文）100点」、「面接試験100点」とし、志望理由書の記載内容についても「現在の勉学に対する姿勢、到達度についての認識、さらには、今後の改善点等学習姿勢と理解力の自己診断的な内容を踏まえた志望理由」（1500字以内）として実施。（専修）

【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について④

審査内容

- ✓ 平成29年度入学者選抜より、本研究科の教育理念に沿った学生獲得のため、一般入試（B日程）で法学未修者入試の小論文試験と事前課題のいずれかを選択できる方式を採用した。（*期待した効果が得られず、平成31年度（2019）以降採用せず）（岡山）
- ✓ 平成29年度入学者選抜より、本研究科の教育理念に沿った学生獲得のため、志望理由書の字数を1,000字から1,200字に増加した。（岡山）
- ✓ 令和元年度入学者選抜より、平成30年から法科大学院全国統一適性試験が実施されなくなったことを受けて、適性試験の成績を審査対象から除外。それを受けた審査内容の変更。（多数）

（審査内容の変更の例）

- ・ 統一適性試験の成績を書面審査（第1次選抜）に含めないこととし、それに伴い、志望理由書を出願書類として提出を求め、書面審査（第1次選抜）に志望理由書を含めることとした。（北海道）
 - ・ 従来から実施している面接試験において（特に未修者については簡単な設例をその場で受験生に与えた上でのディスカッション、その他の方法を通じて）適性試験が担ってきた論理的判断力、分析的判断力等の素養をチェックするように改めた。（上智）
 - ・ 未修者試験は小論文（60分）+面接（20分）の一方式に変更となった。（法政）
 - ・ A方式（法学未修者一般入試）前期・後期日程では、法科大学院全国統一適性試験第4部を利用した選考を取り止め、小論文試験受験による選考のみとした。B方式（社会人特別選抜入試）及びC方式（英語優秀者特別選抜入試）では、面接試験において、予め1000字程度の文章を読んだうえで読解力及び論理的思考力を有しているかの審査を行うこととした。（同志社）
 - ・ 一般入学試験B日程に筆記試験（長文読解・小論文）を追加し、C日程は志望理由書を書類審査に加えるとともに面接を追加。卒業見込者特別入学試験には、筆記試験（長文読解・小論文）を追加。（関西）
 - ・ 適性試験のウエイトが50%であったS日程試験は実施せず、全日程（A・B・C）を通じて統一した選抜基準と選抜方法に一本化（福岡）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、未修者コース（一般）に面接を課した。（学習院）

【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について⑤

審査内容（続き）

- ✓ 令和2年度入学者選抜より、休学者や退学者が多く標準年限修了率が低いといった課題に対応するため、書面審査に入学後の学修時間の確保および学修継続の意志を記入する欄を設けた。（筑波）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、筆記試験（小論文）について、それまで新聞社説を題材としてきたが、思考力のみならず読解力も測ることを目的に、題材を書籍の長文に変更した。（明治）
- ✓ 令和4年度入学者選抜より、一般選抜（法学未修者コース）法曹ポテンシャル入試の選抜方法について、特定の知識や思考などの深さを問うのではなく、広い視野や適性を有しているか把握する為、書類審査・小論文試験・一般知識による審査に変更した。（中央）
- ✓ 令和4年度入学者選抜において、B方式（社会人特別選抜入試）及びC方式（英語優秀者特別選抜入試）では、面接試験において用いる読解用の文章を、これまでの1000字程度の文章から、1500字程度の文章へと改め、文章読解力および論理的思考力を有しているかの審査を充実化した。（同志社）
- ✓ 令和6年度入学者選抜から、志願者自身の思考力、判断力、主体性などをより効果的に判定するため、志望理由書（800字程度）に代えて自己評価書（1600字程度）を課し、志願者自身に自己評価を行わせ理由を述べさせることとした。同時に、これまで判断力、思考力、分析力、表現力等の資質の判定のため行っていた資質確認試験を廃止した。（広島）
- ✓ 令和6年度入学者選抜より、未修者に限らず、一般選抜試験の書類審査において、「法律実務家を目指す理由、及び自身が法律家としての適性を有すると考える理由」を検討し、1500字程度にまとめて論述させる形に変更した。その目的は、法律実務家を目指す理由、及び自身が法律家としての適性を有すると考える理由を明確に意識することを可能ならしめるとともに、未修者については、特にその論述に比重を置いた選抜を行うことで、適性を有する学生を選抜することに資する、という点にある。（九州）
- ✓ 令和7年度入学者選抜より、多様なバックグラウンドを持つ入学生の確保を目的として、一般入学試験B日程の審査方法を変更した。（筆記試験の取り止め、面接の時間延長（15分→20分）、面接の形式変更（長文を読ませたうえでの質疑を追加）、書類審査に志望理由書を追加。）（関西）

【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について⑥

配点

- ✓ 平成23年度入学者選抜から、飛び入学制度の要件を明確化するために、「在学している大学の最上位の評語」としていた部分を「在学している大学の100点満点中80点以上」とした。（専修）
- ✓ 平成24年度入学者選抜より、社会人・他学部出身者の占める比率を維持・向上するため、書類審査における「成績証明書以外の書類」の配点を変更（総点数に占める割合は13.3%）し、令和元年度入学者選抜より、再度変更（総点数に占める割合は16.0%）（九州）
- ✓ 平成27年度入学者選抜の第三期一般入試より、選考において、「面接50点」を廃止し、書類選考の配点を50点から80点に変更した。（専修）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、面接内容の適切化を図り、課題文についての質疑応答を面接試験から小論文試験に移行することで、小論文試験の時間を60分から80分、配点を100点から140点および面接試験の試験の時間を20分から10分程度、配点100点から60点に変更した。（法政）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、一般入試において志願者の各種能力や主体的な態度を多面的に測り、未修者コースの質を確保するため、面接試験を追加し、筆記試験の比重を80%から60%に引き下げ。（関西）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、未修者一般入試において、多様性の観点より、語学能力の優れた学生を確保するため、指定の語学試験の成績により合否判定において10点を加点する制度を導入した。（関西学院）

【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について⑦

選抜の実施回数

- ✓ 志願者の出願機会の確保、受験生の利便性の向上等を目的とし、選抜の実施回数を増加（多数）
(実施例)
 - ・平成17年度入学者選抜より、一般入試の実施回数を1回から2回に変更。その後実態等を踏まえて複数回の変更（平成29年度入学者選抜以降は4回実施）（専修）
 - ・平成23年度入学者選抜より、一般入試を2回（同一日程での未修・既修の併願可能）に、平成28年度入学者選抜より、3回（同一日程での未修・既修の併願可能）とし、受験機会を増加。（岡山）
 - ・平成24年度入学者選抜より、競争倍率の維持や入学者数の確保が難しくなってきたことから、年3回に、平成25年度入学者選抜より、年4回に変更。入試日程によっては十分な受験者数が集まらないことがあったため、平成28年度入学者選抜より、年3回に変更。（南山）
 - ・平成27年度入学者選抜より、入学者の多様性確保と受験機会の増を目的として、一般入試の実施回数を2回から3回に変更した。（上智）
 - ・平成28年度入学者選抜において、社会人特別選抜入試、英語優秀者特別選抜入試において、これまでの前期日程のみから後期日程の実施を追加。令和5年度入学者選抜より、出願者数・受験者数の観点から、後期日程のみ実施へと変更。（同志社）
 - ・平成29年度入学者選抜より、学力の高い入学者をより増加させることを目的とし、一般入学者選抜を秋季に加え冬季にも設けた。令和5年度入学者選抜より、未修者の入学者をより増加させることを目的とし、3年コースにつき追加的に夏季一般入学者選抜を設けた。（千葉）

【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について⑧

選抜会場

- ✓ 平成28年度入学者選抜について、幅広い受験機会の提供を目的とし、本学大阪サテライトキャンパスにおいても入学試験を実施（平成30年度まで実施）。（上智）
- ✓ 平成29年度入学者選抜から、「法学未修者特別選抜」枠（募集人員10名程度）を京都に加え東京でも実施することとした。（京都）
- ✓ 令和2年度入学者選抜から、合格者数や実際の入学者を確認し、入学者の増加に効果的につながっているとはいえないことから、大阪会場での入試を中止することとした。（広島）

試験時間

- ✓ 平成21年度入学者選抜より、受験生の便宜を図り、2日に亘っていた一般入試を法学未修者入試と法学既修者入試に分離（未修・既修の併願可能）し、各1日で完結できるよう変更した。（岡山）
- ✓ 平成23年度入学者選抜より、受験者の能力・適性をよりよく評価・判定するため、面接試験を新設し、筆記試験の時間を「90分×2コマ」から「120分×1コマ」に変更した。（東京）
- ✓ 平成25年度入学者選抜より、受験者（特に併願の受験者）の負担感を軽減することを目的とし、小論文の試験時間を180分から120分に短縮した。（大阪公立）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、受験生への配慮のため、開始時間を早め、資質確認試験と法律科目試験の間の時間を45分から1時間10分に変更し、昼休みを十分確保するように変更した。（広島）
- ✓ 令和5年度入学者選抜より、読解力に加えて処理能力も測ることを目的に、筆記試験（小論文）の試験時間を2時間から1時間に変更した。（明治）

法学未修者の関係資料

令和6年2月

目次

1. 基礎データ

<入学者>

志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移 3

入学者数の推移（非法学部出身者関係） 4

入学者数の推移（社会人経験者関係） 5

<進級・修了者>

進級率 6

法科大学院の修了者の推移 7

未修者全体の修了者数、標準修業年限修了者数 8

法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移（非法学部出身者関係） 9

法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移（社会人経験者関係） 10

<司法試験合格率・合格者>

司法試験合格率（単年）の推移 11

司法試験合格率の推移（単年度）（未修/既修、法学部/非法学部別） 12

司法試験合格率の推移（修了後1年目）（未修者/既修者別） 13

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体） 14

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修） 15

司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む） 16

2. これまでの中教審法科大学院等特別委員会における議論

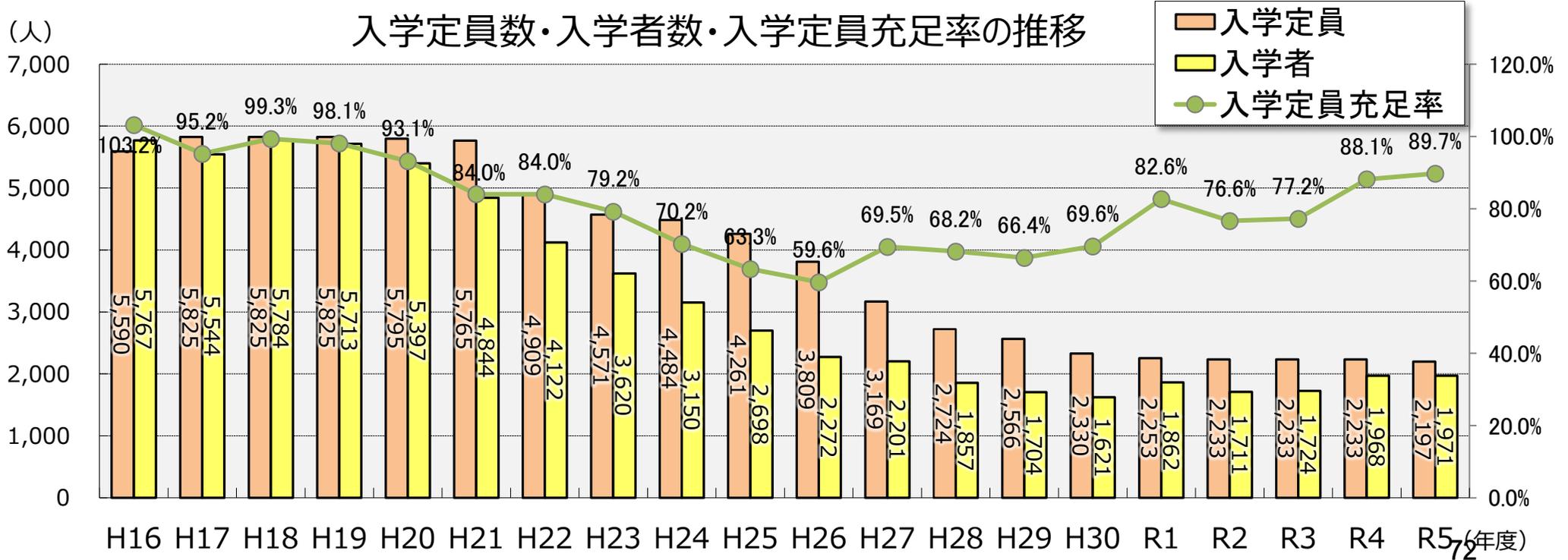
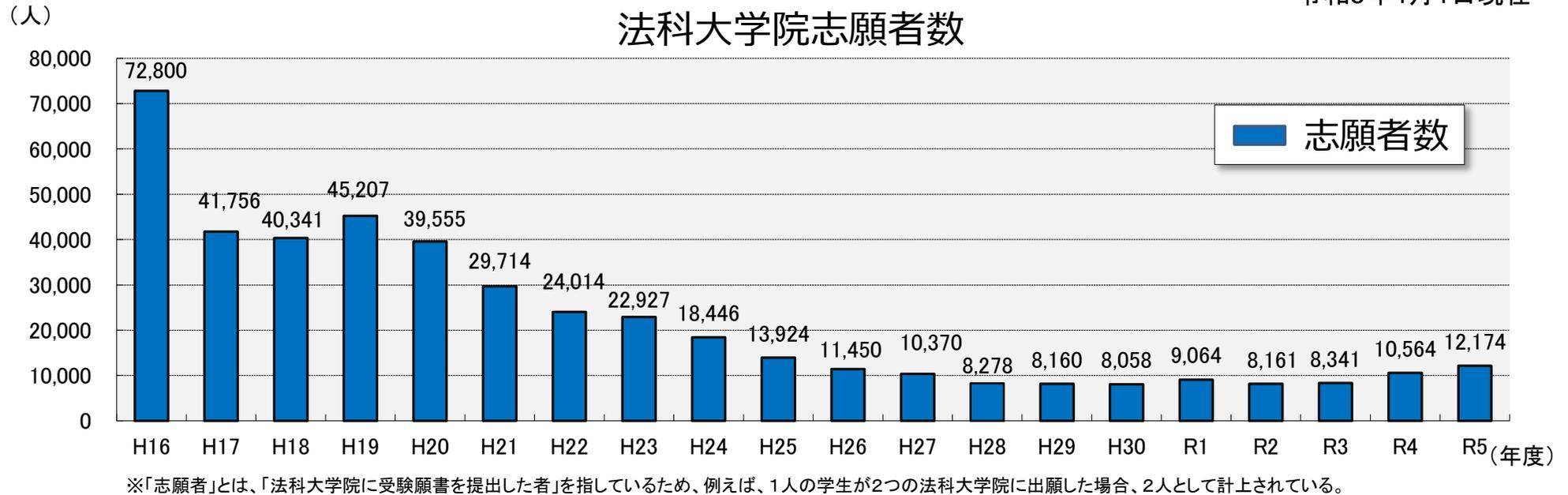
法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ 18

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第11期の議論のまとめ
～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～【概要】 19

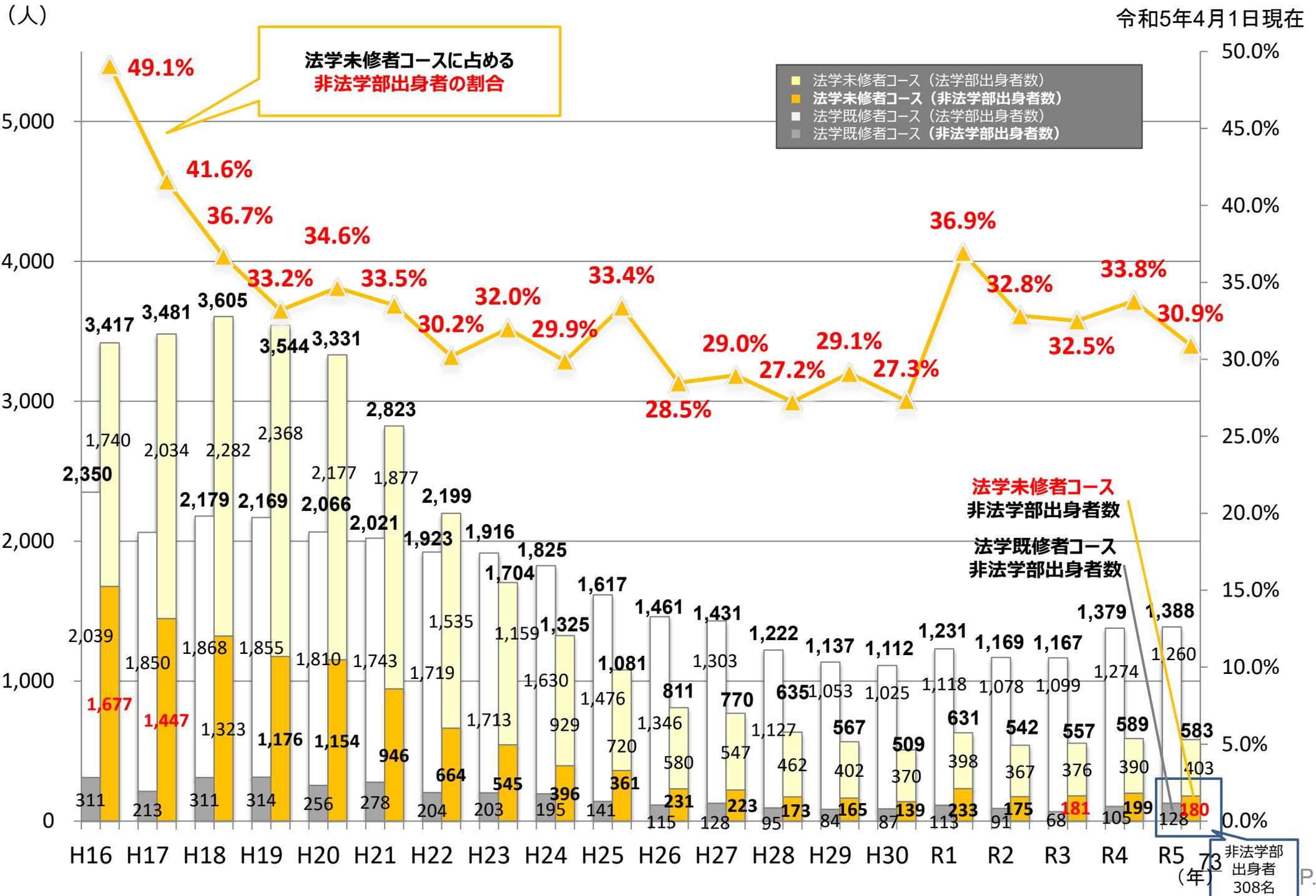
中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における法学未修者教育に
関するこれまでの議論の経緯 21

志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移

令和5年4月1日現在



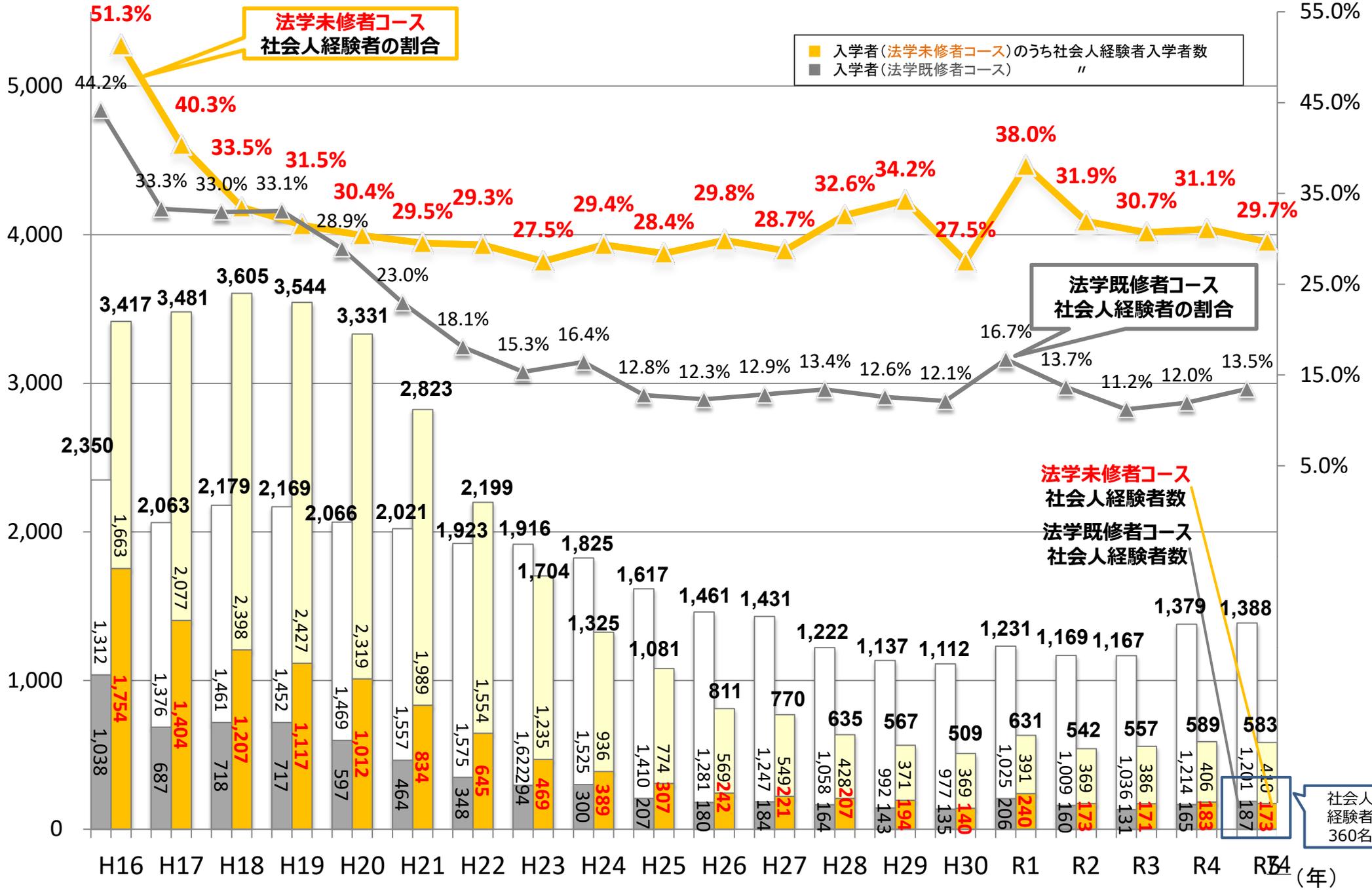
入学者数の推移（非法学部出身者関係）



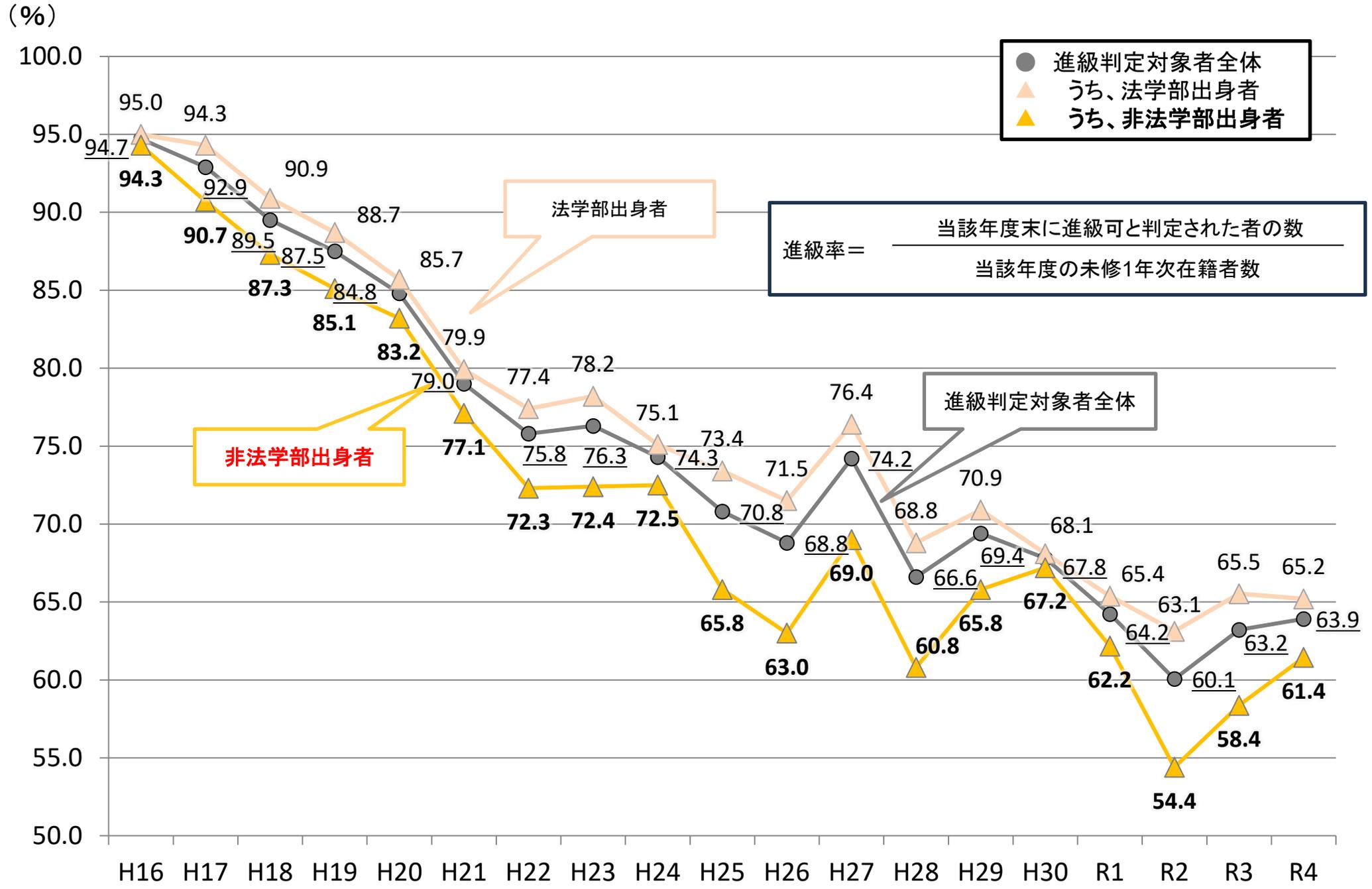
入学者数の推移(社会人経験者関係)

(人)

令和5年4月1日現在



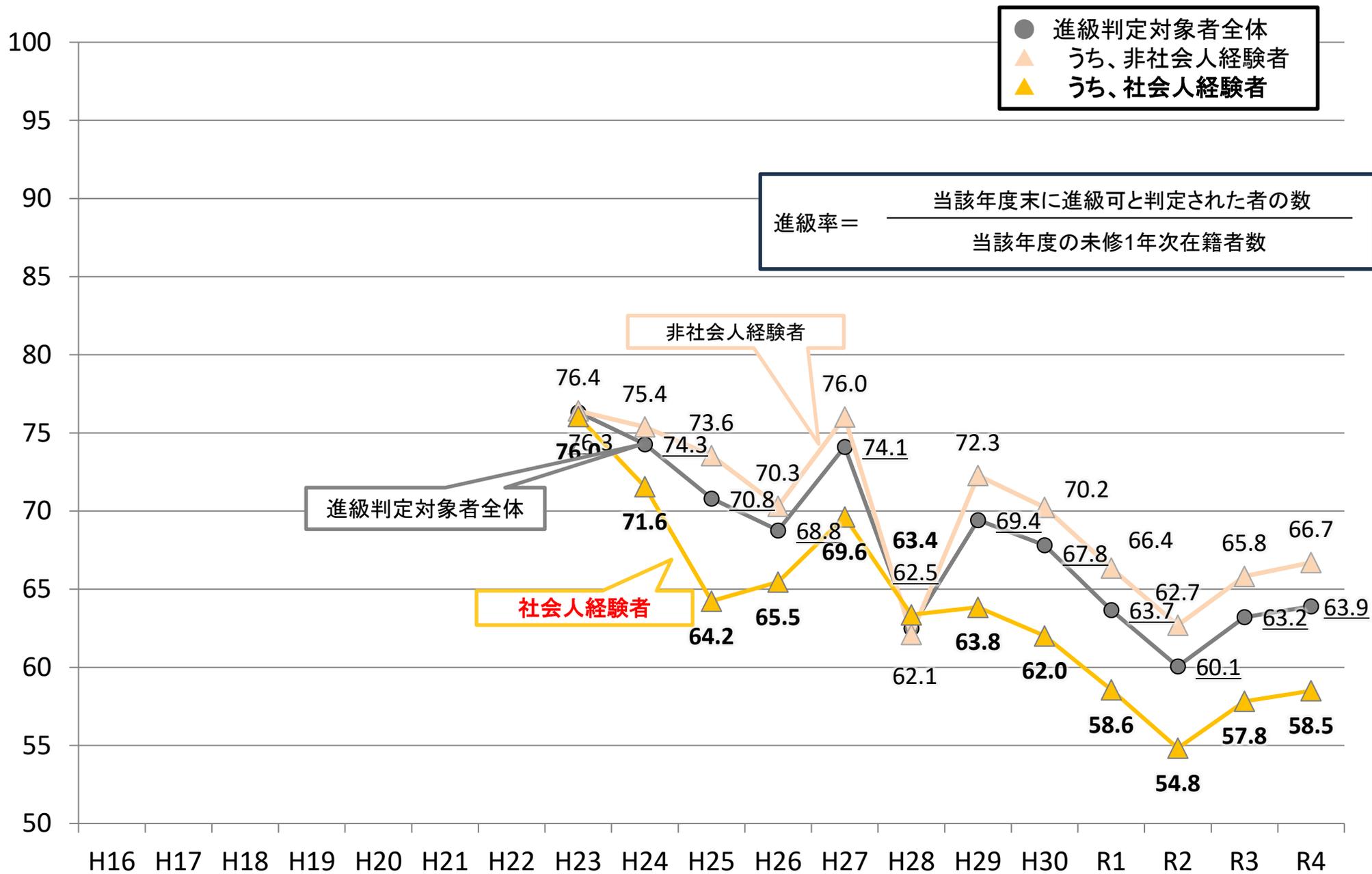
未修1年次から2年次への進級率の推移(非法学部出身者関係)



※ 長期履修者を除く (75年)

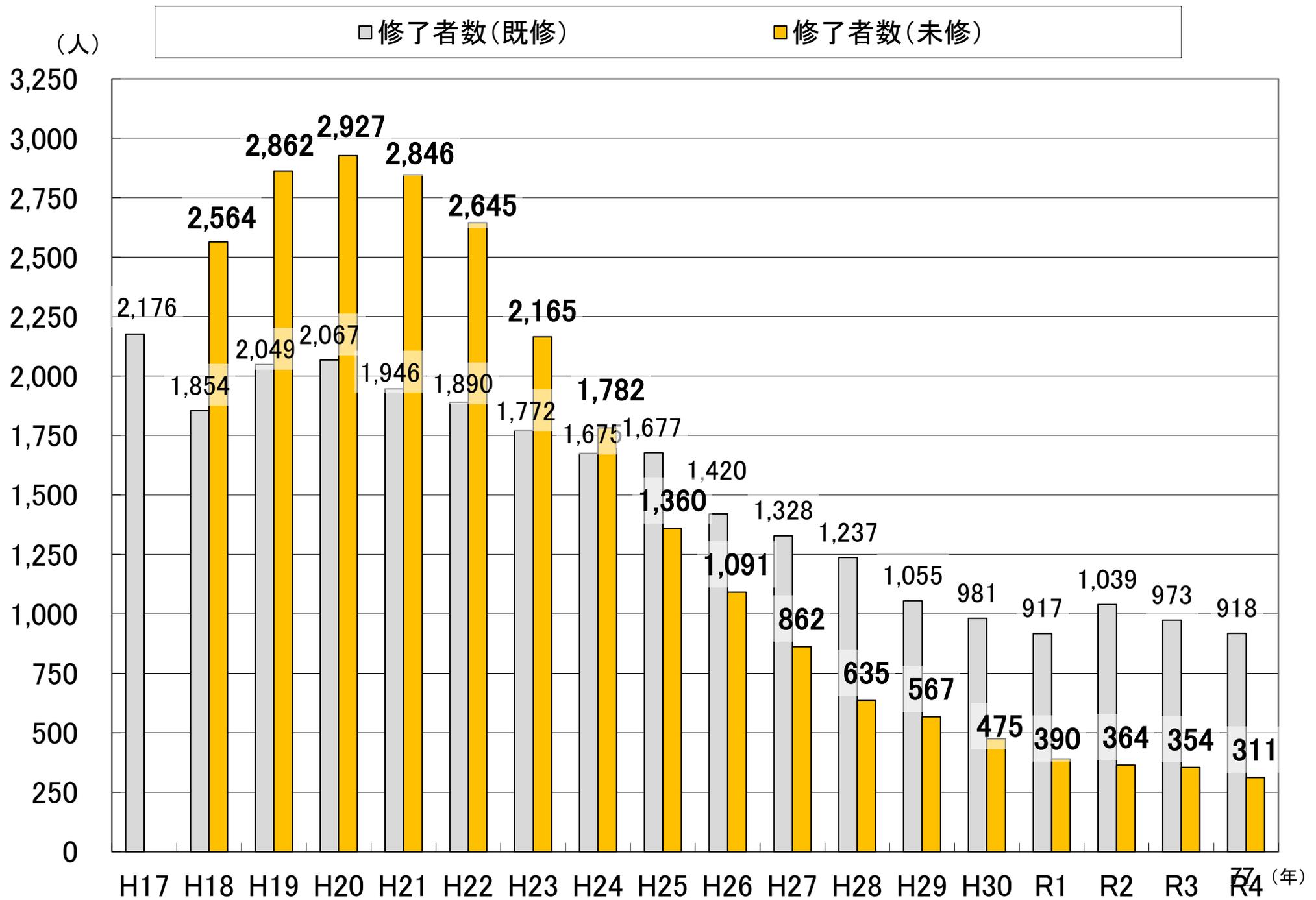
未修1年次から2年次への進級率の推移(社会人経験者関係)

(%)

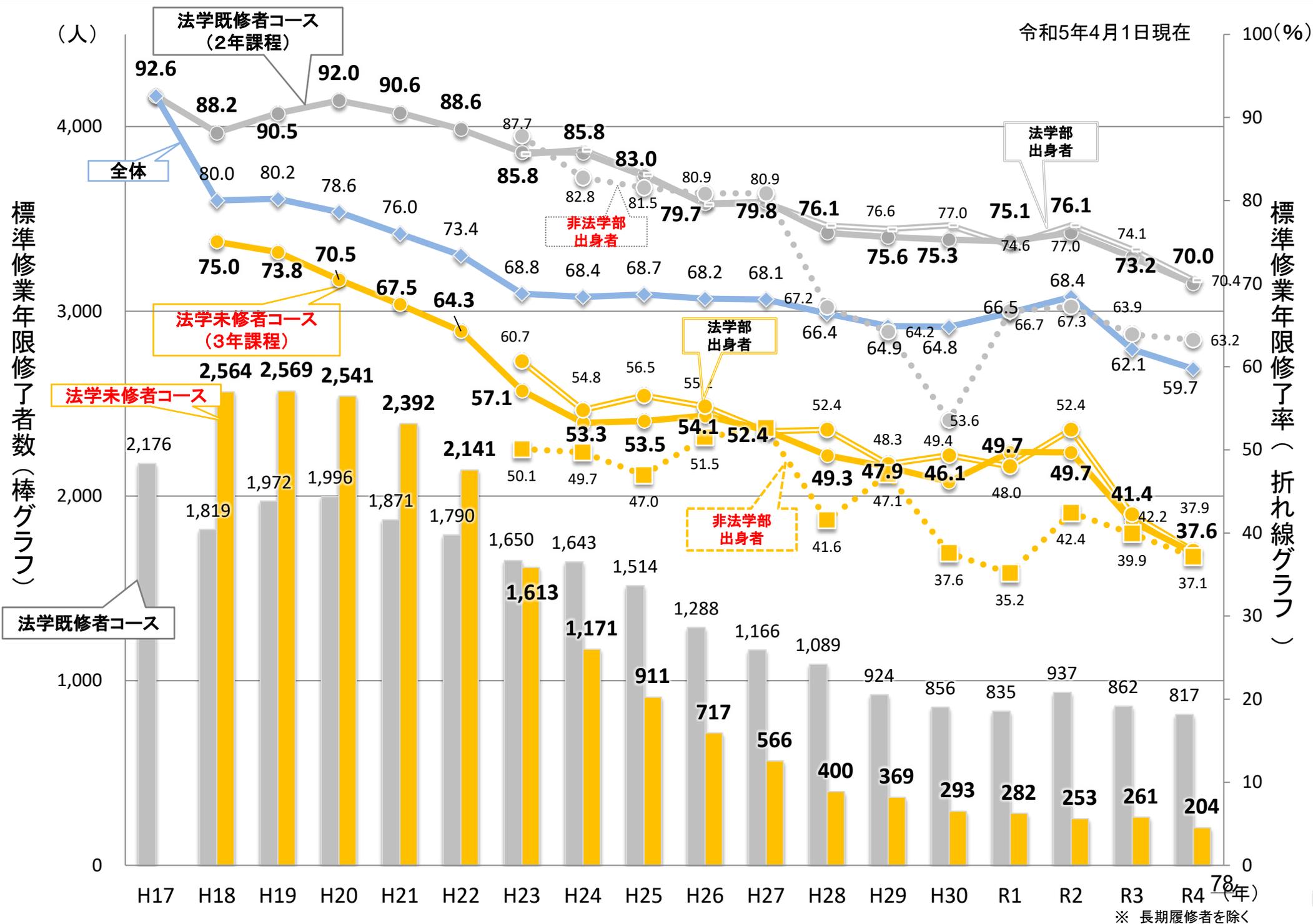


※ 長期履修者を除く (76年)

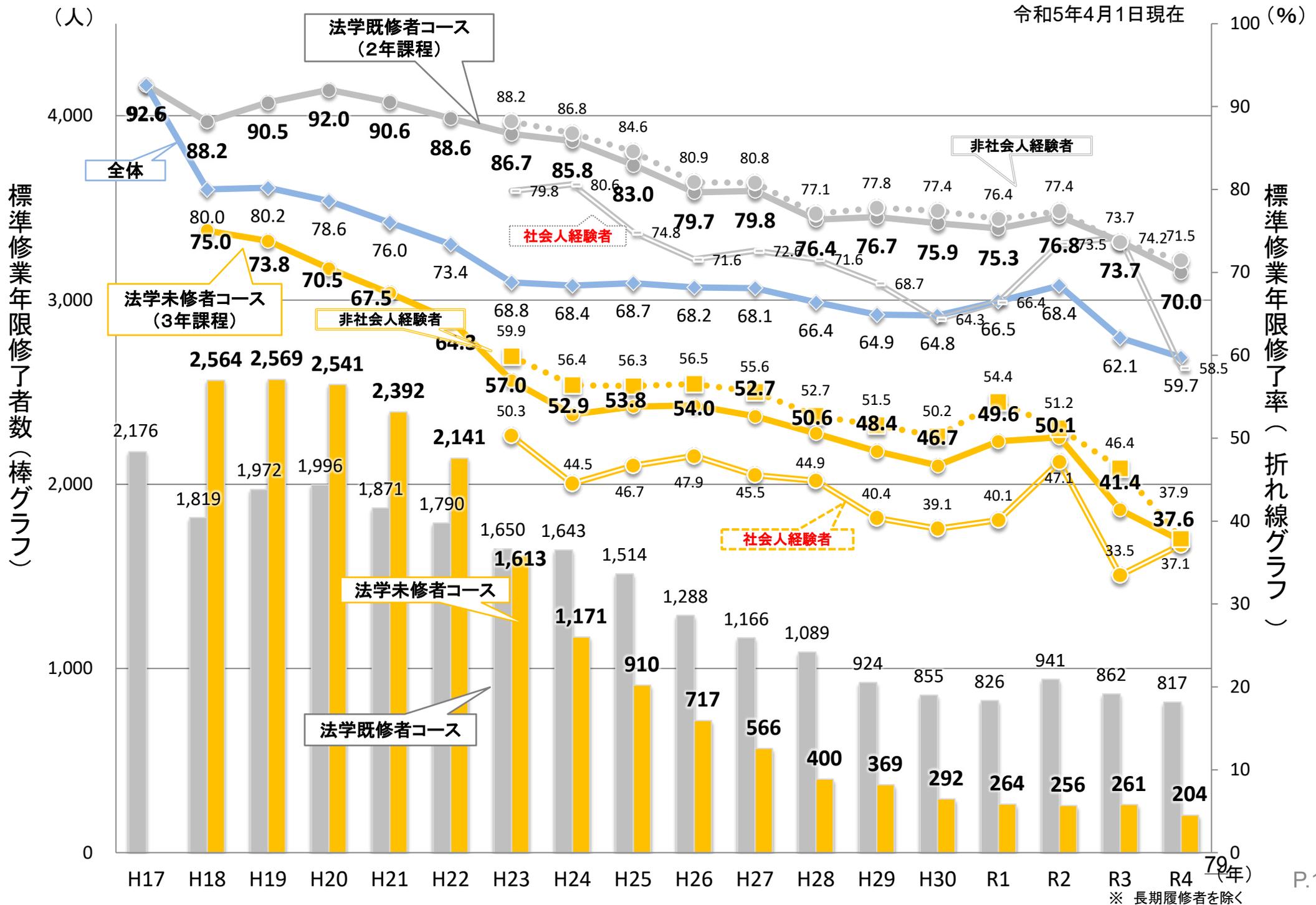
法科大学院修了者の推移(既修・未修別)



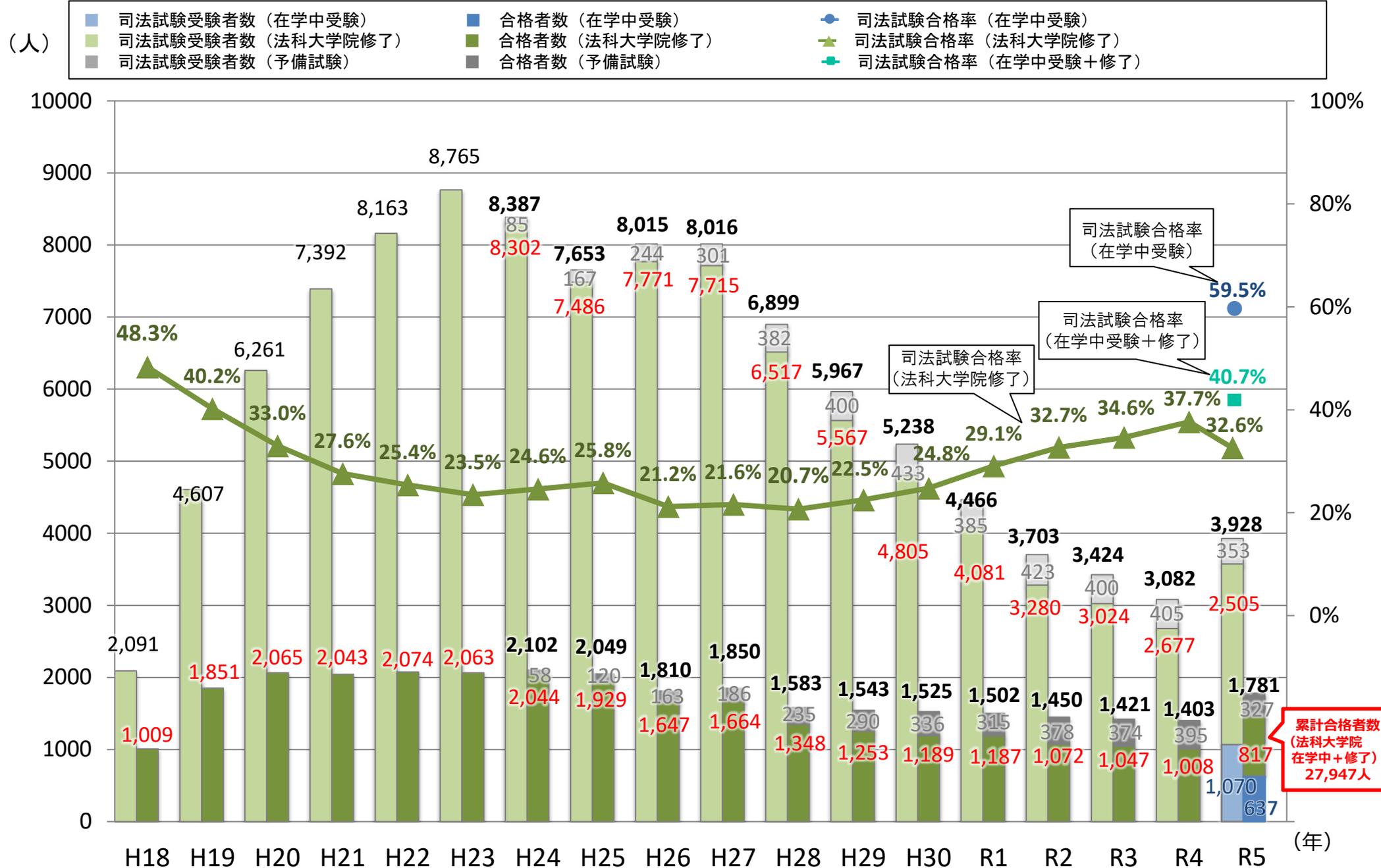
法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移(非法学部出身者関係)



法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移(社会人経験者関係)



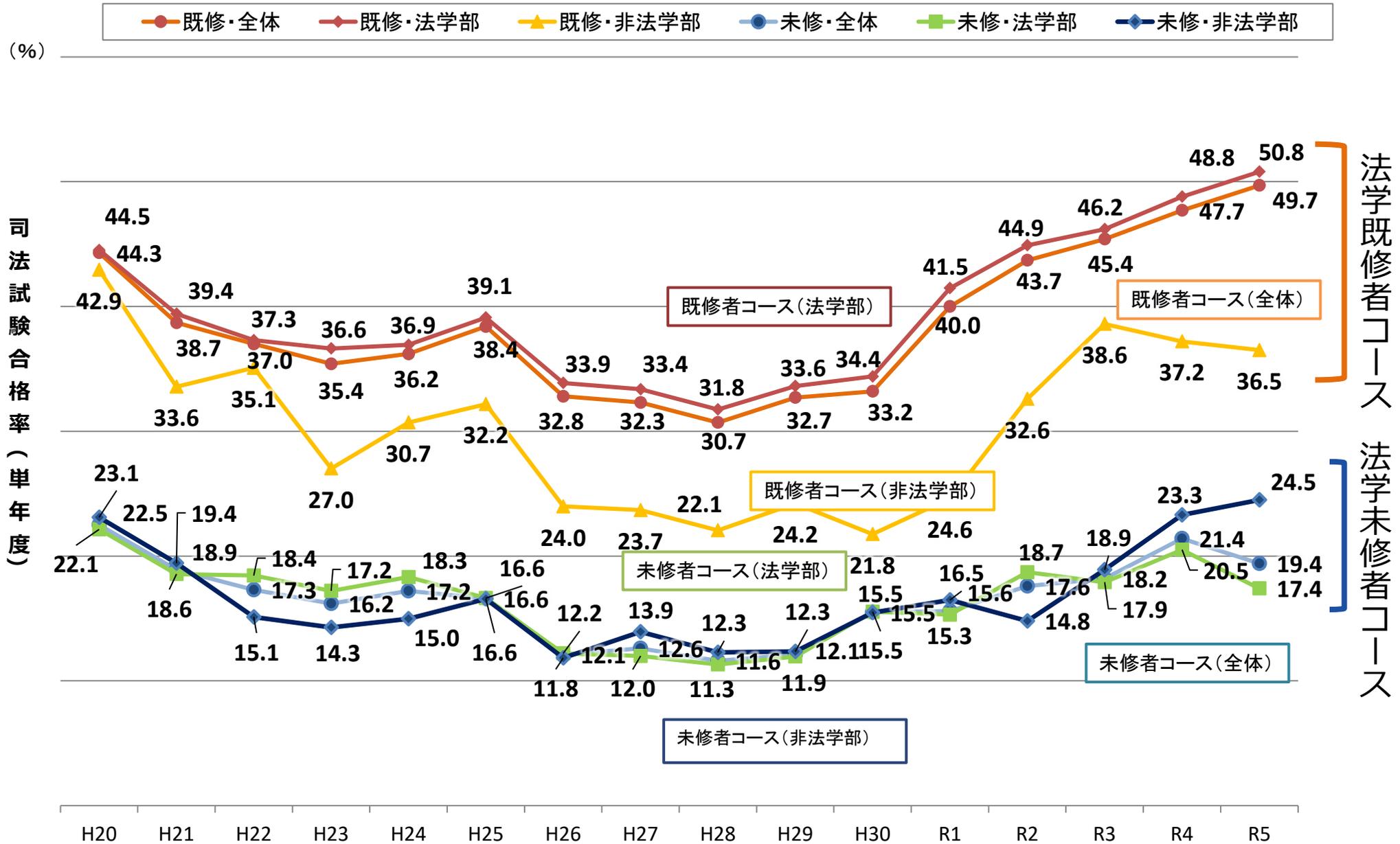
司法試験合格率（単年）の推移



（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※募集停止・廃止校を含む。平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

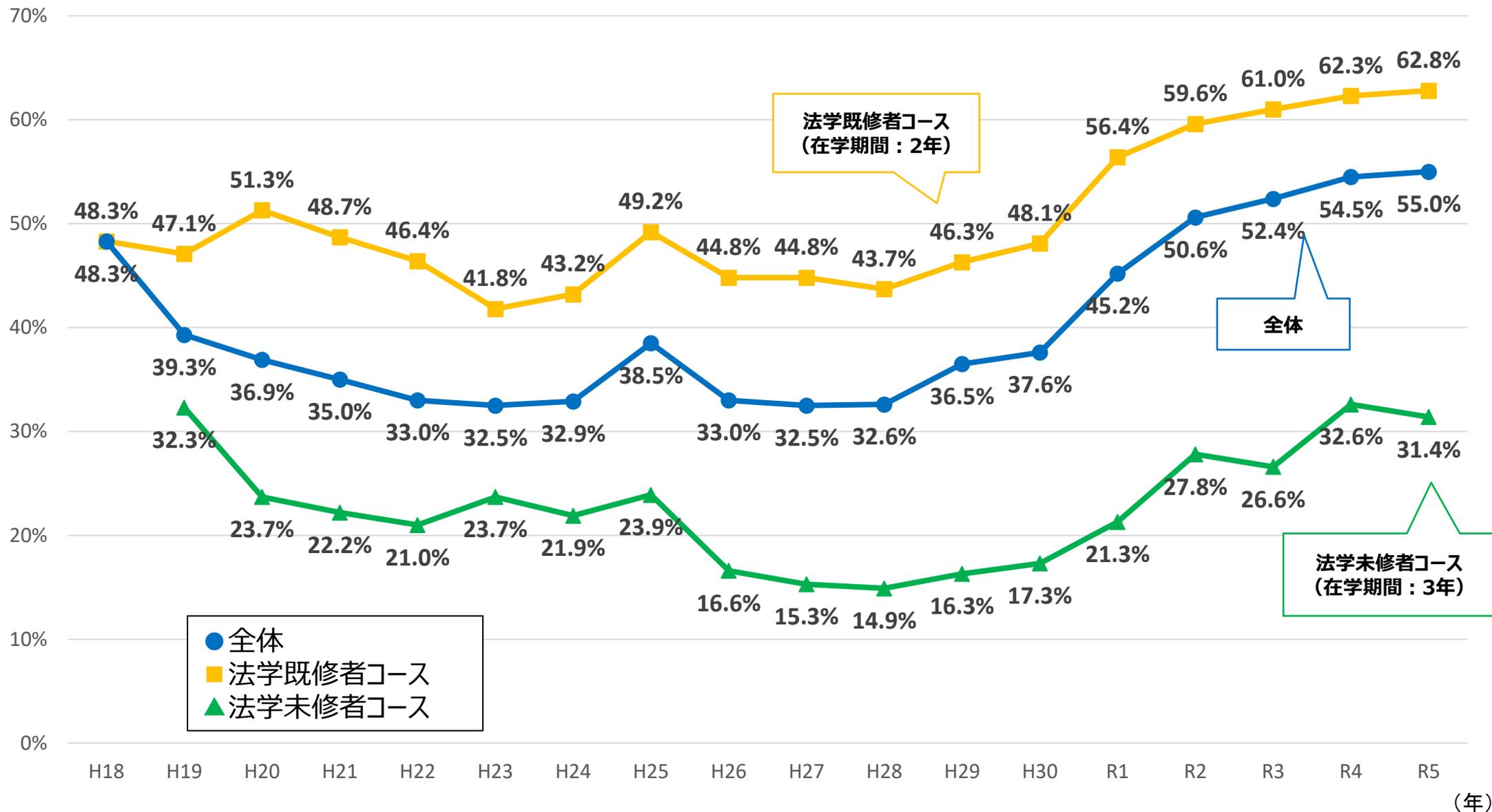
司法試験合格率の推移（単年度）（未修/既修、法学部/非法学部別）



(出典: 法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

※募集停止・廃止校を含む。

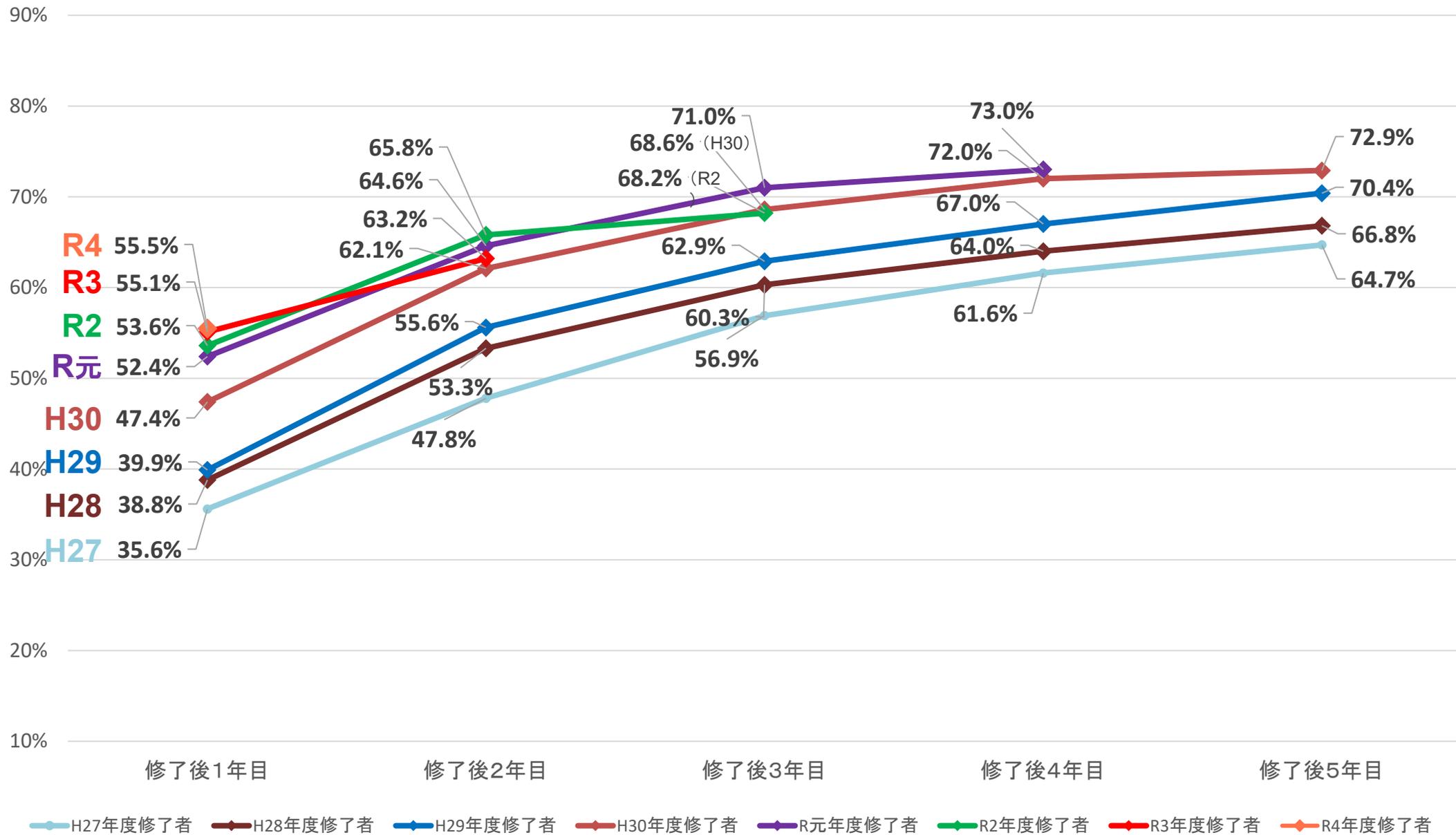
司法試験合格率の推移（修了後1年目）（未修者/既修者別）



(出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

※募集停止・廃止校を含む。

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）



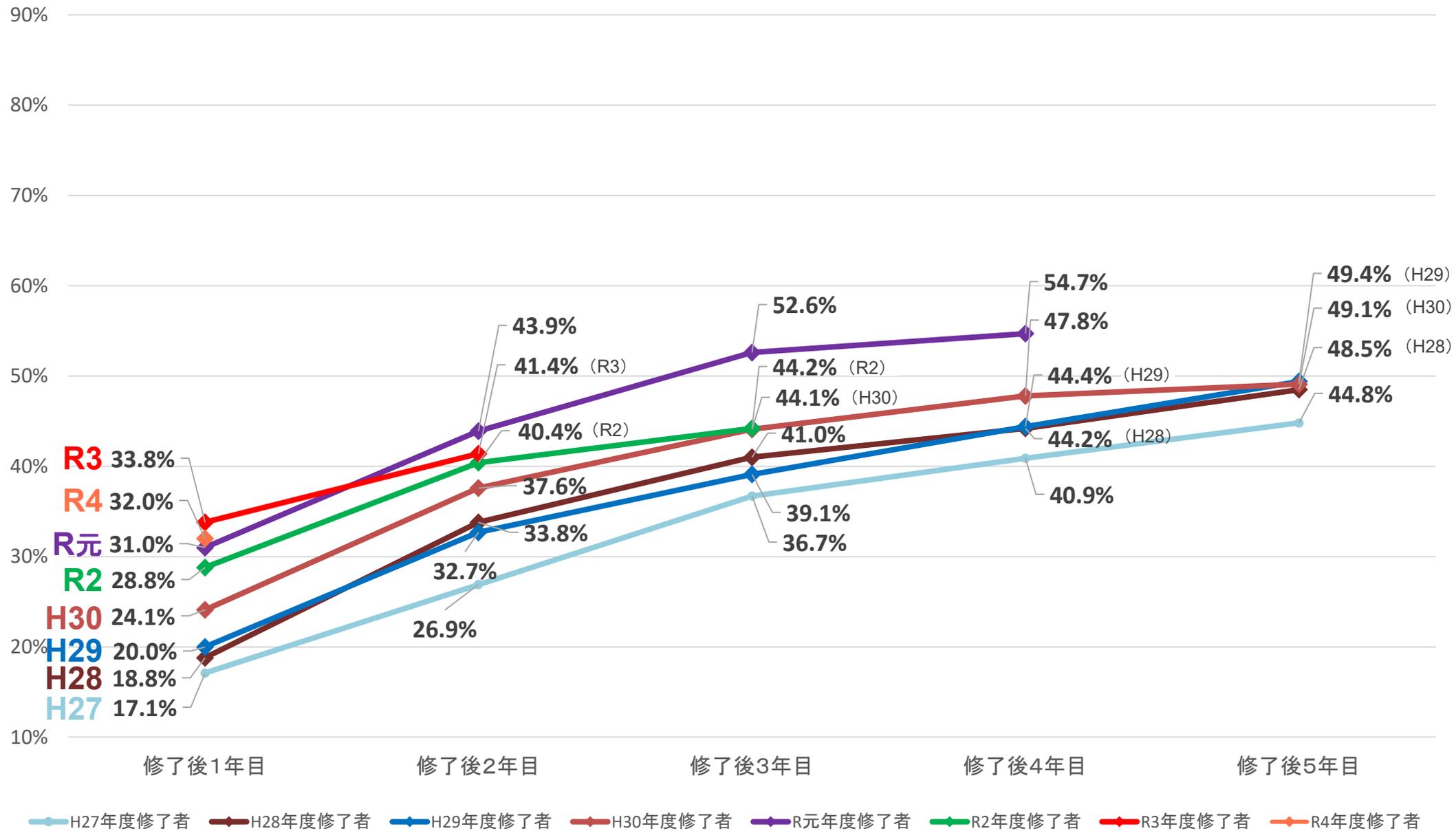
（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

<参考>

令和5年司法試験の在学中受験資格に基づく合格率 59.8%

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）



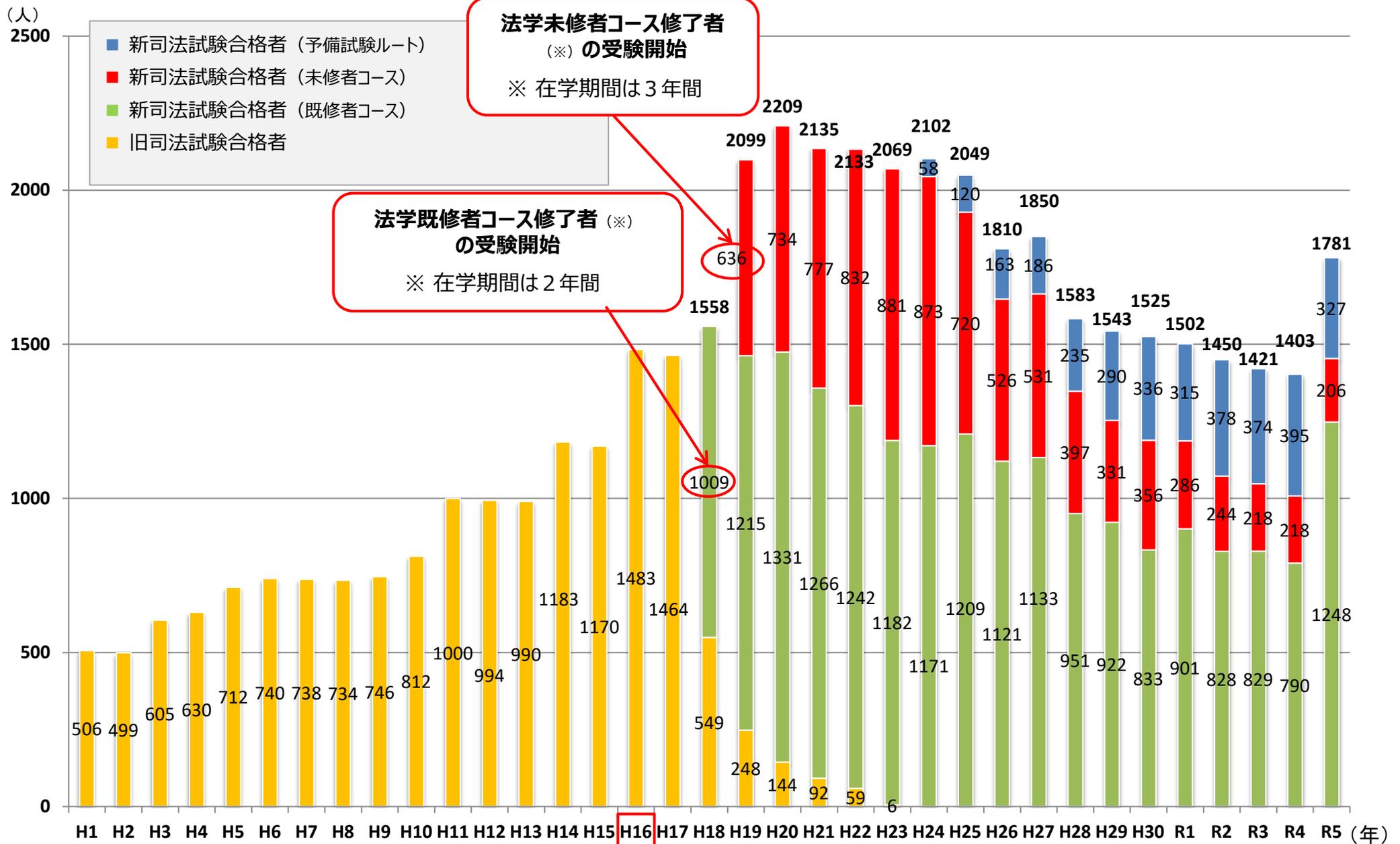
(出典:法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

<参考>

令和5年司法試験の在学中受験資格に基づく合格率 38.6%

司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）



既修者の累計合格者数 19,181人
未修者の累計合格者数 8,766人

(出典: 法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

※募集停止・廃止校を含む。平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

これまでの中教審法科大学院等特別委員会における議論

法科大学院をめぐる現状

- 一連の改革により、募集継続校は35校、入学定員総数は2,253人と、規模が適正化。R2年度からの定員管理により、司法試験合格までの予測可能性を高める。
- 法学部3年(法曹コース)+法科大学院2年のプロセスを幹とする5年一貫教育制度の創設と司法試験の在学中受験資格の導入により、学生の時間的・経済的負担を軽減。
- 法学未修者については、入学者全体に占める社会人・非法学部出身者が減少(各2割未満)。司法試験合格率も法学既修者との差が顕著(累積合格率は、既修者74.9%に対し、未修者44.8%)であり、さらなる対応が必要。
- 人生100年時代、デジタル化、ポストコロナ社会では、多様な法的サービスの提供が求められ、幅広い知見を有する法律人材の量的・質的ニーズが増加。

法学未修者教育の充実に向けた課題

- 法学未修者(非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人等)は、自分に適した学修方法や確保できる学修時間などが様々。
- 習熟度の違い等を踏まえた上で、複数の選択肢を用意し、個々の学生にとって最適と考えられる方法を選択できるような学修環境を提供することが重要。

多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現

- 法学未修者教育の課題は法科大学院に共通する課題が多い。
- 各法科大学院が有する経験やノウハウ等を共有し、法学未修者教育の充実にも取り組むことが期待される。

法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上

課題を踏まえた5つの対応策

1 学修者本位の教育の実現

- コロナ禍での実績を踏まえ、より本質的な双方向・多方向の教育の実現に向けて、科目の特性や学修者の状況に応じて、**オンデマンド方式を含めたICT(遠隔授業)**を適切に活用。
 - 〔メリット〕 時間や場所の制約なく自らのペースで繰り返し視聴が可能
 - オンデマンド方式の予復習をもとにした**反転授業**で、より本質的な双方向・多方向の授業を実現
 - 共有や公開が容易なため、入学予定者向けの**模擬授業・導入授業、学内FD**など、幅広い活用が可能
 一方で、ICTを活用する際には、**学修意欲を維持**したり、**教職員・学生同士の交流を確保**したりする工夫が必要。
- 補助教員(修了生や法律実務家等)による授業フォローや論述指導を一層促進**し、学修面・生活面・精神面で学生支援を実施。文部科学省は、補助教員の学修支援がカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われるよう留意事項を整理。
- 学生の希望に応じ、**長期履修制度**などを柔軟に活用し、**多様な学修計画の選択肢**を提供。

2 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

- 法学未修者の中でも、特に**非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人**に配慮した学修環境を整えることが必要。
- 有職社会人や法科大学院が立地しない地域の居住者の学修をより充実させるため、**ICT(オンデマンド方式)を活用**。
- 非法学部出身者等の**初学者**向けに、法律基本科目のガイダンス、司法試験合格者の体験談、法曹三者による仕事紹介など、**入学前の多様な学修機会を提供**。また、科目等履修生として入学前に取得した単位を既修得認定することも可能。
- 法律基本科目の学修に注力できる環境を整備**するため、入学前の実務経験や法学以外の知識・能力の評価手法を検討。

3 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

- 法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策等を**継続的に議論する場(協働プラットフォーム)**を設置。
- 法学未修者に適した**教育内容・手法の共有・開発**のほか、**補助教員の活用、FD・SDの活性化**等について、法科大学院間で協働することにより、**法学未修者教育の全体の教育水準の向上**を目指す。

4 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

- 全国共通の試験結果をもとに、1年次教育の成果分析を通じた**学修・進路指導を充実**する。
- 各法科大学院における客観的な進級判定の一材料として、引き続き、適切に活用する。

5 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

- 社会ニーズの高まる多様な領域(技術革新への対応、グローバル・ローカルの諸課題への対応等)において多数の法科大学院修了生が活躍し、**法科大学院教育の成果を広く社会に還元**できるよう、キャリアパスの開拓、就職先機関との連携、的確な情報提供・発信等を行う。**法科大学院修了生の幅広い進路を把握し、発信**することが重要。

今後のさらなる検討課題

上記の対応策の進捗確認と成果検証を行いつつ、引き続き検討

- ◆ICTを活用した法学教育の在り方 ◆法曹志望や法科大学院進学への意欲・関心を高める取り組みや適性を踏まえた入学の在り方
- ◆非法学部出身者・社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方
- ◆夜間主コースをはじめとする有職社会人の学修環境の在り方 ◆1年次教育と法曹コースの教育の連携の在り方

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～【概要】

- ✓ 令和元年法改正により新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受験導入(R4年度に初めて法曹コース生が法科大学院進学。令和5年度に在学中受験開始)。また、当委員会前期(R元～2)の法学未修者教育に係る提言を受け、各法科大学院で取組を推進。
- ✓ 今期(R3～4)は、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理。

1. 新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)について

- ◆ 各法科大学院・法曹コースによる取組状況の把握・共有に引き続き努め、新たな一貫教育制度の着実な実施を推進。
- ◆ 期間の短縮により、プロセスによる法曹養成制度の中核をなす法科大学院の趣旨や特色が失われることのないよう留意。
- ◆ 時間的・経済的負担の軽減以外の多様な意義・可能性についても強調(法科大学院のない大学や地域に法曹コースが置かれることによる法曹養成推進など)
- ◆ 法曹コースの質の確保・向上のため、法科大学院による実態把握・評価、法曹コースを置く法学部による進学実績等の情報公開、自己点検評価等による不断の改善・充実、文部科学省による実施状況の把握が必要。他方、政策的な評価は、短期的な数字だけでなく、中長期的に動向を把握・分析すべき。
- ◆ 法曹コースや修学支援制度について、高校生、法学部生等に対する積極的な広報が必要。

2. 法科大学院等における教育の充実について

(1) ICTの活用の推進

- ◆ ICTの活用は教育の充実や補助教員の確保に有効であり、対面授業を大切にしつつも、ICTの活用に向けた創意工夫は今後も重要。
 - ・活用改善に向けた取組：オンライン授業の改善点を学生より聴取、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の中でオンライン授業の工夫を共有
 - ・活用の広がり：予復習のための補助教材の提供など講義以外での活用、遠方の法曹や研究者の講演をオンラインで聴く機会の提供など

(2) 在学中受験に向けた教育課程の工夫

- ◆ 各法科大学院において、令和5年度から実施される在学中受験に向け、様々な教育課程の工夫を実施。
(例：司法試験前に試験科目を一通り履修できるカリキュラム編成、試験後に法律実務基礎科目や展開・先端科目等の積極的な履修を推奨)
- ◆ 文部科学省や法科大学院協会は、在学中受験をするか否か、また、その可否にかかわらず、全ての学生に「プロセスとしての法曹養成」の趣旨を踏まえた教育がなされるよう、各法科大学院における検討・改善の状況を引き続き把握・共有することが必要。

(3) 司法修習との連携

- ◆ プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要。在学中受験に合格した場合には、法科大学院修了後直ちに司法修習に進むことが可能となる中、その重要性は一層高まっている。近時、法科大学院教員による司法修習のオンライン傍聴など、連携の取組が強化されたことにより、法科大学院教育をどのように行うべきか、様々な気づきが得られている(裁判手続等の修得水準、実務を意識した題材選定の重要性など)。
- ◆ 小規模校や研究者教員などを含む参加者の増加、全国の法科大学院への得られた成果の共有などが今後の課題。
- ◆ 法科大学院の授業を司法研修所の教官が視聴して意見交換を行うなど、双方向の連携を通じた、両者の教育の更なる充実を期待。

3. 法学未修者教育の更なる充実について

(1) 調査研究：法学未修者教育を主題とした前期の議論のまとめを受け、調査研究を実施。

- ①法律基本科目に係る授業等の在り方：「**アクティブ・ラーニング**」、「**スモールステップ**」（どの段階で何をどの程度深く教えるか）の視点の有用性
- ②入学前の導入的教育手法：**短編の動画教材の併用による複数のコンテンツ作成**の有用性（多様な視聴者に対応したテーマ・難易度設定が可能）
- ③補助教員の組織的・機能的な活用：**法科大学院間の活用事例の共有・議論の場**、**法科大学院を越えた補助教員間ネットワーク構築**の重要性

(2) 社会人学生に対する教育

- ◆ 多様なバックグラウンドを有する法曹養成のため、**社会人経験のある学生に対する支援は極めて重要**（特に**有職社会人は学修時間の確保が課題**）

取組例：オンライン方式やオンデマンド方式による遠隔授業の活用、レポートや小テストなどを含む科目特性に応じた様々な形式での成績評価、長期履修制度の柔軟な運用、履修証明プログラムや科目等履修による入学前の単位修得の推進

(3) 共通到達度確認試験：**法科大学院で進級判定にとどまらず広く利用され、学生にも全国的な到達度の把握に活用**されていることから、**継続的な実施**が必要。

(4) その他：「3 + 2」や在学中受験が始まる中、法学未修者の状況については引き続き注視し、必要なサポートの在り方を検討。

4. 複数の法科大学院の連携について

- ◆ 個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるため、**法科大学院間の連携・協働による教育水準の向上が重要**。

取組例：共同開講科目の配置、法律実務基礎科目の連携、合同FD、両校の学生による合同自主ゼミの企画・実施、単位互換制度の活用など

5. 地域の自治体や法曹界、産業界との連携について

- ◆ 法科大学院教育の成果を還元することにより、**地域や社会に貢献する魅力ある法科大学院として存在意義を高めていく**ことが必要。

自治体との連携の例：行政や権利擁護の実務に関する研究会の開催、自治体との連携協定による修了生の弁護士を派遣

法曹界との連携の例：弁護士会による授業参観、修了生の弁護士による近隣地域の大学生・高校生向け講演会の開催

産業界との連携の例：経済団体との連携により地域の企業法務のニーズを把握し、法科大学院から地元企業に組織内弁護士や法務担当者を輩出
地元企業の法務担当者向けに法務の基礎や英文契約などの研修を実施

6. 法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信について

- ◆ 法曹志望者の増加に向け、各法科大学院と関係者が連携して、**法科大学院教育の意義や法曹の仕事の魅力を引き続き発信**する必要。

・**司法試験合格率向上の事実**を丁寧に説明（令和4年司法試験では、累積合格率が修了後1年目で5割、3年目には7割に到達）

・他方で、法科大学院の意義は、**司法試験合格にとどまらず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野で活躍する法曹の養成**であり、**これに向けた各種取組・創意工夫について、継続的に収集・共有・発信**が必要（法律実務基礎科目や展開・先端科目における取組、留学・海外派遣に係るプログラムの提供、社会人を含む法学未修者への支援、地域の自治体、法曹界、産業界との連携など）

- ◆ **修了後の多様な進路**について、丁寧な説明が必要（企業、自治体、福祉施設、学校、研究者など、法曹資格の有無にかかわらず、活躍の場は拡大）

- ◆ **法学部以外の学部学生や高校生等に対しても発信**が必要。その際、修了生や現役の法科大学院、法曹コースの学生が携わることが有効。

**中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における
法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯**

年度	法科大学院等特別委員会(法科特委)の提言等	関連施策等
H21	<p>「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(H21.4.17) 入学定員の見直し、共通的な到達目標の策定、法律基本科目の量的・質的な充実、質を重視した評価システムの構築等の改善方策を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目やその内容について、適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図ることが必要。 ・法学未修者1年次における法律基本科目について、履修登録単位数の上限を36単位とする原則を維持しながら、最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要。 ・法学未修者1年次の授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要。 ・法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われることが必要。 ・認証評価機関における評価に当たっても、上記の考え方に従い評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後検討が必要。 	<p>○「平成21年4月中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況(まとめ)」(H22.1.22法科特委 第3ワーキング・グループ) 各法科大学院の改善状況のフォローアップを行い、H22.1.22の法科特委で報告。</p> <p>○法律基本科目の量的・質的な充実に係る省令改正(H22.3.10公布、H22.4.1施行) 法学未修1年次において、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加することを可能とすることに伴い、法学既修者の修了要件単位数の在り方を見直し。</p>
H22		<p>○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」(H22.9.16文部科学省)(★) 深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、H24年度予算から公的支援の在り方を見直すことを公表(「入学者選抜における競争倍率」及び「司法試験合格率」を指標として設定)</p> <p>○「法科大学院における共通的な到達目標」(第二次修正案)(H22.9.16「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」グループ)</p>
H23		
H24	<p>「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(H24.7.19) 法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実、法科大学院教育の質の改善等の促進に係る改善方策について提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着実な取組を実施している法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進。 ・共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進、夜間開講や3年を超える教育課程を設定できる長期履修制度の活用等の促進、入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組等の促進。 ・入学者選抜、教育期間、教育手法、入学前の教材の開発など法学未修者教育の充実方策の多面的な検討。 ・法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討する体制の構築が必要 <p>「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(H24.11.30法科特委 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである「共通到達度確認試験(仮称)」の実施を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである共通到達度確認試験の実施を提言。 ・法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組みの検討(特に社会人・法学部以外の学部出身者の、法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮した、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修の一部免除の導入)を提言。 ・法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討を提言 ・入学前から卒業後にかけての教育内容・方法の改善や学修支援の促進を提言 	<p>○「公的支援の見直し」を開始(★) H24年度予算から、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進することを目的として開始(H22.9に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」(文部科学省)で方針を公表)</p> <p>○「法科大学院教育改善プラン」(H24.7.20文部科学省) H24.7法科特委提言を踏まえ、具体的な改善方策を策定。</p> <p>○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(H24.9.7文部科学省) 公的支援の見直しの改善として、H26年度予算から、新たに「入学定員の充足率」を指標として追加することを公表。</p>
H25	<p>「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について(提言)」(H25.9.18) 「法曹養成制度改革の推進について」(H25.7.16法曹養成制度関係関係会議決定)を受け、公的支援の見直し強化策を提言。</p> <p>「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(H25.11.22法科特委 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ) 共通到達度確認試験(仮称)の目的、内容、実施方法等の基本設計を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学未修者がより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。 ・多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減するなどの措置を講じることが考えられる。 ・このような取組を適正に評価できるよう、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。 ・法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。 <p>「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(H26.3.31) 法学未修者教育について、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討することを提言。</p> <p>【参考】「法曹養成制度改革の推進について」(H25.7.16法曹養成制度関係関係会議決定)</p>	<p>○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(H25.11.11文部科学省)(★) 「法曹養成制度改革の推進について」(H25.7.16法曹養成制度関係関係会議決定)において、公的支援の見直しの強化が求められたことから、H25.9法科特委提言も踏まえ、H27年度予算から、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的とする「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施することを公表。</p>
H26	<p>「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(H26.10.9) 組織見直しの推進、客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施等による教育の質の向上、優れた資質を有する志願者の確保に係る施策を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験(仮称)の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得を徹底することが必要。 	<p>○共通到達度確認試験の試行開始(～H30年度)</p> <p>○「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高第393号、H26.8.11) H26.3に法科特委においてまとめられた方向性を踏まえ、関係法令の運用を見直し、法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であると。また、十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であったとした。</p> <p>○認証評価の改善に係る省令改正(H27.3.31公布、H27.4.1施行) 認証評価機関が客観的指標(入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率)を適切に活用しつつ、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われるようにするため、評価事項を改善。</p>
H27	<p>【参考】「法曹養成制度改革の更なる推進について」(H27.6.30法曹養成制度改革推進会議決定)</p>	<p>○「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を開始(★) H27年度予算から、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として開始(H25.11に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(文部科学省)で方針を公表)</p>
H28	<p>「統一適性試験の在り方について(提言)」(H28.9.26) 統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべきであること、法学未修者選抜についてのガイドライン策定が必要であることなどを提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべき。 ・未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、受験者の適正判定の適確性・客観性を担保すべき。 	<p>○「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(H29.2.13法科特委)</p>
H29		

H30	<p>「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(H30.3.13) 法科大学院と法学部等との連携強化、法学部の法曹コースの在り方、法学未修者教育の質の改善等を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準は、入学者の質の確保の観点から見直すべき。 ・進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要。 ・新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要(例えば複数の法科大学院が連携による未修者教育の実施、法学部の法曹コースに純粋未修者の教育機能を分担させる取組、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院への評価) ・教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施し、共有可能とする。 ・未修1年次の特定科目について若手実務家の活用の促進を検討。 ・社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策も含め、未修者教育の改善のための必要な支援策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討。 	<p>○法科大学院全国統一適性試験の任意化</p> <p>○入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする基準の見直しに係る告示改正(H30.3.30公布、H30.4.1施行) 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除。</p>
R1 (H31)		<p>○法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正(R元.6.26公布、R2.4.1施行等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における法曹となろうとする者に必要な教育を段階的・体系的に実施することを明確化 ・職業経験を有する者等への入学者選抜における配慮の明確化 <p>○共通到達度確認試験の本格実施開始</p>
R2	<p>「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」(R2.6.17) 形式的な評価の効率化、教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価など、認証評価機関として取り組むべき方向性を提言。</p> <p>「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」(R3.2.3) 法学未修者教育の充実に向けた課題として、「多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現」と「法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上」を挙げ、5つの対応策を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修者本位の教育の実現(オンデマンド方式を含めたICTの適切な活用、補助教員の活用の促進、長期履修制度の柔軟な活用等) ・社会人学生等の実態に配慮した学修環境の整備 ・効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働 ・共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善 ・法科大学院修了生のキャリアパスの多様化 	<p>○「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標(KPI)」の設定(R2.6.22文部科学省)</p>
R3		<p>○先導的大学改革推進委託事業「法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究」を実施(受託機関:一般社団法人法曹養成ネットワーク)</p>
R4	<p>「第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～」(R5.2.16) 新たな一貫教育制度(「3+2」)、法学未修者教育、複数の法科大学院の連携、地域の自治体や法曹界、産業界との連携、法科大学院等の魅力や特色の発信に係る改善の提案や好事例を整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究」の結果を踏まえ、法律基本科目に係る授業等の在り方、入学前の導入教育手法、補助教員の組織的・機能的な活用について検討。 ・有職社会人は学修時間の確保が課題であり、多様なバックグラウンドを有する法曹養成のため、社会人学生に対する支援の取組は重要であること、また、共通到達度確認試験は法科大学院で進級判定にとどまらず広く利用され、学生にも全国的な到達度の把握に活用されていることから、継続的な実施が必要であることを提言。 ・「3+2」や在学中受験が始まる中、法学未修者の状況については引き続き注視し、必要なサポートの在り方を検討。 	

